

第1部 総論：我が国における今後の教育の全体像

I 教育をめぐる社会の現状・課題

○我が国における諸情勢の変化

①グローバル化や少子高齢化など社会の急激な変化

②我が国が直面する危機（経済・雇用環境、つながりの希薄化、格差など）

○東日本大震災からの教訓

○社会の方向性

・多様性の中で知識を基盤とした

自立、協働、創造モデルとしての生涯学習社会の構築

→ 危機回避シナリオの実現

社会の構造変化と教育へのインプリケーション

II 我が国の教育の現状と課題

○第1期基本計画の成果と課題

・初等中等教育段階、高等教育段階、生涯学習の現状と課題

・現行計画の評価（10年間を通じて目指すべき姿の検証）

教育の現状・課題と現行計画の評価

III 4つの基本的方向性

・自立、協働、創造に向けた4つの基本的方向性

イ 社会を生き抜く力の養成（個人の自立、協働）

ロ 未来への飛躍を実現する人材の養成

（イノベーション人材、グローバル人材）

ハ 学びのセーフティネットの構築（多様な学習機会）

ニ 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

4つの基本的方向性の提示と具体的内容

IV 今後の教育政策の遂行に当たって特に重視すべき視点

○教育政策の意義（教育の社会的効果）

○4つの基本的方向性を実現するための共通視点

・多様性の尊重、縦の接続、横の連携・協働、

国・地方の連携・協働

○教育投資の在り方

4つの基本的方向性を実現するためのキーポイント

第2部 各論：今後5年間に実施すべき教育上の方策

I 4つの基本的方向性に基づく方策

イ 社会を生き抜く力の養成

○初等中等教育、高等教育、生涯を通じた取組

ロ 未来への飛躍を実現する人材の養成

ハ 学びのセーフティネットの構築

ニ 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

4つの方向性毎又は4つの方向性に共通する環境整備について、成果目標、具体的施策等を明記（施策毎の考え方、現状と課題、措置内容・工程）

II 4つの基本的方向性を支える環境整備

（ガバナンス、財政基盤の整備 等）

III 東日本大震災からの復旧・復興支援

第3部 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

○ 情報の収集・発信、国民の意見の把握・反映、進捗状況の点検及び計画の見直し等

第2期計画策定に向けた基本的な考え方

（平成23年12月計画部会まとめ）を再構成して整理

本日の審議事項

【審議経過報告(第2部各論)の構成イメージ】

○基本的な考え方・・ 1

I 4つの基本的方向性に基づく方策

1. 社会を生き抜く力の養成

(1) 主として初等中等教育段階の児童生徒を対象にした取組

| | |
|-------------------------------------|----|
| 成果目標 1 (生きる力の確実な育成) | 2 |
| 基本施策 1 確かな学力を身に付けるための教育内容・方法の充実 | 3 |
| 基本施策 2 豊かな心と健やかな体の育成 | 5 |
| 基本施策 3 教員の資質能力の総合的な向上 | 7 |
| 基本施策 4 幼児教育の充実 | 8 |
| 基本施策 5 特別なニーズに対応した教育の推進 | 9 |
| 基本施策 6 「何を身に付けたか」を担保するための質保証システムの構築 | 11 |

(2) 主として高等教育段階の学生を対象とした取組

| | |
|------------------------------|----|
| 成果目標 2 (課題探求能力の修得) | 12 |
| 基本施策 7 大学教育の質的転換 | 13 |
| 基本施策 8 大学の教育水準の保証 | 15 |
| 基本施策 9 初等中等教育・高等教育の接続の円滑化・充実 | 16 |

(3) 生涯の各段階を通じて推進する取組

| | |
|---------------------------------|----|
| 成果目標 3 (生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の修得) | 17 |
| 基本施策 10 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進 | 19 |
| 基本施策 11 学習の質の保証と学習成果の評価・活用の推進 | 21 |
| 成果目標 4 (社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等) | 22 |

| | |
|---|----|
| 基本施策 12 キャリア教育の充実、職業教育の充実、社会への接続支援、産学官連携による中核的専門人材、高度職業人の育成の充実・強化 | 23 |
|---|----|

2. 未来への飛躍を実現する人材の養成

| | |
|---|----|
| 成果目標 5 (社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成) | 25 |
| 基本施策 13 優れた才能や個性を伸ばす多様で高度な学習機会等の提供 | 26 |
| 基本施策 14 大学院の機能強化等による卓越した教育研究拠点の形成、大学の研究力強化の促進 | 27 |
| 基本施策 15 グローバル人材育成のための高校・大学等の国際化と生徒・学生の双方向の留学生交流・国際交流の推進 | 29 |

3. 学びのセーフティネットの構築

| | |
|--|----|
| 成果目標 6 (意欲ある全ての者への学習機会の確保) | 31 |
| 基本施策 16 教育費負担の軽減に向けた経済的支援 | 32 |
| 基本施策 17 学習や社会生活に困難を有する者への学習機会の提供など教育支援 | 33 |
| 成果目標 7 (安全・安心な教育研究環境の確保) | 35 |
| 基本施策 18 教育研究環境の整備など学校安全の確保 | 37 |

4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

| | |
|--|----|
| 成果目標 8 (互助・共助の活力あるコミュニティの形成) | 39 |
| 基本施策 19 活力あるコミュニティ形成と絆づくりに向けた学習環境・協働体制の整備の推進 | 41 |
| 基本施策 20 地域社会再生のためのCOC構想の推進 | 43 |
| 基本施策 21 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実 | 44 |

II 4つの基本的方向性を支える環境整備

| | |
|--------------------------------------|----|
| 基本施策 22 現場重視の学校運営・地方教育行政の改革 | 45 |
| 基本施策 23 きめ細かで質の高い教育に対応するための教職員体制等の整備 | 47 |
| 基本施策 24 良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備 | 48 |
| 基本施策 25 大学ガバナンスの機能強化 | 49 |
| 基本施策 26 大学の機能強化、機能別分化の推進 | 50 |
| 基本施策 27 大学等の財政基盤の強化と個性・特色に応じた施設整備 | 51 |
| 基本施策 28 私立学校の振興 | 53 |
| 基本施策 29 社会教育推進体制の強化 | 55 |

III 東日本大震災からの復旧・復興支援

| | |
|------------|----|
| (参考) 現状データ | 58 |
|------------|----|

第2部 今後5年間に実施すべき教育上の方策(案)

～4つの基本的方向性に基づく、8の成果目標と29の基本施策～

※ 以下の文章は、4月25日の第16回の計画部会の審議を踏まえた整理。

(基本的な考え方)

- 国が行う教育政策の意義・狙いを国民一般、関係者等にわかりやすく伝え、共有するとともに、政策を効果的かつ着実に実施するためには、目標を明確に設定し、成果を客観的に検証し、そこで明らかになった課題等をフィードバックし、新たな取組に反映させる検証改善サイクル（PDCAサイクル）の実践が重要である。
- この点を踏まえ、本計画においては、第1部に示した4つの基本的方向性の実現に向けて、平成25年度から平成29年度までの5カ年間に於ける、①成果目標、②成果指標、③その目標を実現するために必要な具体的施策を示すこととする。
- なお、本計画に掲げる成果目標等は、教育の実施の多くを民間や地方公共団体が自律的に担うものであることに留意し、国全体において目指すべき水準、国自身が行う施策を整理したものである。各実情に即した具体的な教育の在り方、目標については、国全体の方向性も参考にしつつ、各関係者が自主的に設定することが望ましく、そのような自発的取組を国として推進することとする。

(※注1：成果目標の考え方)

- 成果目標は、政策の事業の量ではなく、教育政策の受益者（学習者、社会全体）に対して如何なる成果（アウトカム）を目指すかといった観点に基づく目標である。
- その内容として、最終的には、経済指標の向上など社会全体への波及効果を目指すべきであるが、これらの効果の発現に当たっては長期間を要し教育政策以外の様々な要因が介在するため、教育政策との因果関係の立証は必ずしも容易ではない。このため、本計画では、社会全体への波及効果を目指しつつ「どのような知識・能力が身につくことを目指すのか」、あるいは「どの程度教育を受ける機会を確保するのか」といったような教育政策による寄与が比較的大きいと考えられる成果目標を設定。
- また、教育政策のアウトカムによる目標設定が困難である場合には、例えば、全国的な取組数の増加など教育政策の実施により直接的に発現する結果（アウトプット）に係る目標を設定。

(※注2：成果指標の考え方)

- 成果指標は、成果目標の内容を補足するとともに目標達成度を客観的に測定するための指標として、本計画においては、特に重要と考える指標を例示。その際、客観性の確保のためには数値による指標設定が望ましいが、数値化が困難である指標については経年において増減を把握できる内容とする。
- また、達成度の評価に当たっては、本計画に記載しなかった様々な指標の活用や新たな指標の開発、様々な事例の収集等も考慮することが重要。

(※注3：具体的施策の考え方)

- 具体的施策は、本計画に定める成果目標の達成に向けて、5カ年間に於いて実施する取組（インプット）であり、極力、いつどのように行うのかといった工程（インプット目標）を明記。

I 4つの基本的方向性に基づく方策

1. 社会を生き抜く力の養成

(1) 主として初等中等教育段階の児童生徒を対象にした取組

成果目標 1（「生きる力」の確実な育成）

変化の激しい社会を生き抜くことができるよう、「生きる力」^{*1}を一人一人に確実に身につけさせることにより、社会的自立の基礎を培う。また、一人一人の適性、進路等に応じて、その能力を最大限伸ばし、国家及び社会の形成者として必要な資質を養う。

(※1) 生きる力：いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力など、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」から成る力

(確かな学力^{*2}) 世界トップの学力水準を目指す。

(※2) 確かな学力：①基礎的・基本的な知識・技能の習得、②知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、③学習意欲などの主体的に学習に取り組む態度

【成果指標】

- ① PISA調査の平均得点で調査国中トップレベルにする。
併せて、習熟度レベルの上位層の増加、下位層の減少。
全国学力・学習状況調査における同一問題の正答率の増加、無解答率の減少
- ② 児童生徒の学習意欲の向上や学習習慣の改善
- ③ 幼・小・中・高等学校における障害のある幼児児童生徒に対する個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成率の増加

(豊かな心) 豊かな情操や、他者、社会、自然・環境とかかわり、自らを律しつつ共に生きる力、主体的に判断し、適切に行動する力などを持つ子どもを育てる。

【成果指標】

- ① 児童生徒の道徳性の向上
 - ・ 学校のきまりを守っている児童生徒の割合の増加
 - ・ 自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の増加
 - ・ 人の気持ちがわかる人間になりたいと思う児童生徒の割合の増加
 - ・ 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合の増加
 - ・ 地域社会などでボランティア活動などに参加している児童生徒の割合の増加など

(健やかな体) 今後10年間で子どもの体力が昭和60年頃の水準を上回ることを目指すなど、生涯にわたってたくましく生きるために必要な健康や体力を持つ子どもを育てる。

【成果指標】

- ① 今後10年間で子どもの体力が昭和60年頃の水準を上回ることができるよう、今後5年間、体力の向上傾向が維持され、確実なものとする。

※高等学校段階についても、上記の成果目標の達成度を測定するための指標について検討する。具体的な指標については、中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会においてさらに審議。

< 5年間にける具体的方策 >

基本施策1 確かな学力を身に付けるための教育内容・方法の充実

【基本的考え方】

- 子どもたちに基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度などの確かな学力を身に付けさせるため、教育内容・方法の一層の充実を図る。その際、特に、自ら課題を発見し解決する力、他者と協働するためのコミュニケーション能力、物事を多様な観点から論理的に考察する力などの育成を重視する。
- このため、グループ学習やICTの活用等による協働型・双方向型の授業への革新、学校と地域との連携の推進を図りつつ、新学習指導要領を着実に実施する。また、高等学校段階においては、全ての生徒に共通して身に付けさせるべき能力について明確化するとともに、各学校における教育目標を明かにし、目標とする育成すべき人材像に応じた教育内容・方法の充実を図る。

【現状と課題】

- 今後の変化の激しい社会においては、個人がその個性と能力を伸ばし、社会の形成者としての責任を担いつつ、生涯を生き抜いていくための基盤として、国民一人一人に確かな学力を育成することが求められている。
- 全国学力・学習状況調査の結果を見ると、我が国の児童生徒は、基礎的な知識・技能について一部課題があるほか、知識・技能を実生活の場面に活用する力や読解力等に課題がある。また、平成21年度に実施されたOECD「生徒の学習到達度調査」の結果を見ると、読解力を中心に前回調査（平成19年度実施）からは改善傾向にあり、全体としては国際的に上位にある。一方で、トップレベルの国々に比べると下位層の割合が大きいほか、獲得した情報の関係性を理解して解釈したり、自らの知識や経験と結びつけたりすることなどに課題がある。さらに、学ぶ意欲や学習習慣などについても国際的に見て低い水準にとどまっている。
- このような状況も踏まえつつ、確かな学力の育成に向け、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度の育成を重視して平成20年、21年に改訂された学習指導要領の着実な実施に取り組む必要がある。その際、特に、各種調査等で明らかとなった課題も踏まえ、自ら課題を発見し解決する力、他者と協働するためのコミュニケーション能力、物事を多様な観点から論理的に考察する力などを重視する必要がある。
- 学習指導要領の趣旨をより効果的に実現するためには、各教科等における記録、説明、討論などの言語活動の充実や、観察・実験の重視をはじめとする理数教育の充実等が特に求められる。あわせて、個に応じた指導の推進やICTの積極的な活用を通じた指導方法・指導体制の改善により、協働型・双方向型の授業への革新を図るとともに、教育活動に当たっての学校と地域・家庭との連携を強化することが必要である。
- さらに、高等学校については、中学校卒業の生徒の約98%が高等学校に進学し、高校生の興味・関心、能力・適性、進路等は極めて多様化している。学力面においても、極めて高い能力を有している者もいれば、小学校や中学校での学習内容を十分に修得していない生徒も少なからず見られる状況があるなど、課題は一様ではない。一方、各学校において卒業までの間に何を身に付けさせているのかが見えにくくなっているとの指摘がある。このため、全ての生徒が共通して身に付けるべき能力を明確化するとともに、各学校において教育目標を明かにし、育成すべき人材像に応じたきめ細かい施策を講じる必要がある。

【主な取組】

※今後、以下のような項目例の具体的取組内容をさらに記述。

- 新学習指導要領の着実な実施とフォローアップ等（言語活動、理数教育、外国語教育、情報教育等の充実）
- 高等学校において全ての生徒が共通して身に付けるべき能力の明確化と各学校における育成すべき人材像に応じた教育の改善・充実
- ICTの活用による学びのイノベーションの推進
- 社会的・職業的自立に向け必要な能力を育成するキャリア教育の充実（後掲）

基本施策2 豊かな心と健やかな体の育成

【基本的考え方】

- 子どもたちの豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自尊感情、他者への思いやり、人間関係を築く力、社会性、公共の精神、主体的に判断し、適切に行動する力などを育むため、道徳教育や人権教育を推進するとともに、体験活動や読書活動、生徒指導、青少年を取り巻く有害情報対策等の充実を図る。
- 学校保健、学校給食、食育の充実により、現代的な健康課題等に対応し、子どもの心身の健康の保持増進を図る。さらに、子どもの安全・安心を確保するため、防災教育を含む学校の安全に関する教育を推進する。
- 子どもの体力の向上傾向が維持され、確実なものとなるよう、学校と地域における子どものスポーツ機会の充実を図る。

【現状と課題】

- どんなに社会が変化しようとも、変化する社会の中で変わらない価値のあるものとして、子どもたちの豊かな心を培うことは重要である。我が国の子どもたちについては、東日本大震災時の積極的な支援活動に代表されるように、ボランティア活動に対する意識の向上などの優れた面が見られる一方で、生命尊重の心や自尊感情が乏しい、基本的な生活習慣の確立が不十分、規範意識の低下、人間関係を築く力や社会性の育成が不十分、社会参画に関する意識に課題があるなどの指摘がある。また、暴力行為の発生件数、いじめの認知件数、不登校児童生徒数など、児童生徒の問題行動等は依然として高水準で推移している。
- これらの状況の背景には、家庭環境等の変化に加え、自然体験活動や文化芸術活動、地域における様々な人々との活動、国際交流体験などの機会と場が減少し、他者や社会、自然・環境とのかかわりが弱くなっていること、学校段階が進むにつれて読書離れが進む傾向にあること、携帯電話やインターネットの急速な普及などに伴い、青少年が有害情報に接する危険性が増大していることなどがある。
- このため、学校教育全体を通じた道徳教育、人権教育の充実や多様な体験活動の機会と場の充実、子どもの読書活動の推進、生徒指導の充実を図るとともに、スマートフォンなどの新たな機器への対応やフィルタリングの一層の普及など、青少年を取り巻く有害情報対策を推進する必要がある。
- また、東日本大震災の教訓を踏まえ、未来に向かうための「復興教育」に係る多様な取組の支援等を通じて、社会を生き抜く力の育成に向けた新たな教育のモデルを開発し、普及する必要がある。
- さらに、東日本大震災では、児童生徒等に多大な被害が生じたことから、これらの教訓を活かし、主体的に行動する態度を育成し共助・公助の視点を踏まえた防災教育を含む学校の安全に関する教育を推進することが喫緊の課題となっている。
- 感染症やアレルギー疾患、メンタルヘルスなど児童生徒の現代的健康課題が多様化・深刻化の傾向にあり、これらに適切に対応することが必要である。また、子どもたちの食生活の乱れによる健康への影響が問題となっており、子どもたちへの食に関する指導の充実が喫緊の課題となっている。
- 一方、子どもの体力は、概ね低下傾向に歯止めがかかってきているが、昭和60年頃と比較すると、基礎的運動能力は低い状況であり、また、積極的にスポーツをする子どもとそうでない子どもの二極化が顕著に認められていることから、運動習慣が身に付いていない子どもに対する支援の充実等が課題である。

【主な取組】

※今後、以下のような項目例の具体的取組内容をさらに記述。

- 新学習指導要領の着実な実施とフォローアップ等（再掲）
- 道徳教育、人権教育の推進、生徒指導の充実等
- 伝統・文化に関する教育の推進
- 体験活動及び読書活動の充実（後掲）
- 東日本大震災の経験を踏まえた未来に向かうための復興教育の推進
- 主体的に行動する態度を育成する防災教育など学校安全に関する教育の充実（後掲）
- 青少年を有害情報から守るための取組の推進
- 学校保健、学校給食、食育の充実
- スポーツ基本計画に基づく学校と地域における子どものスポーツ機会の充実

基本施策3 教員の資質能力の総合的な向上

【基本的考え方】

- 基本施策1及び2に掲げた質の高い学習を実現するため必要な教員の資質能力を総合的に向上させる。
- すなわち、課題探究型の学習、協働的な学びなどを展開するための教員の実践的指導力、高度な専門的知識や地域と連携・協働する力などを向上させるため、教育委員会と大学との連携・協働により、修士レベル化に向けた養成・採用・研修の各段階を通じた一体的な改革を行い、教職生活全体を通じて学び続ける教員を継続的に支援するための仕組みを構築する。

【現状と課題】

- 教員の資質能力の向上については、これまでも、平成20年度の教職大学院の創設、平成21年度からの教員免許更新制の実施、平成22年度入学生からの教職実践演習の導入などの取組を進めてきたところである。
- 一方、グローバル化など社会が急速に変化し、学校教育において求められる人材育成像が変化しており、21世紀の社会を生き抜く力を育成するためには、基本施策1及び2で掲げた新たな学びの実現やいじめ・不登校等への対応、特別支援教育の充実、ICTの活用の要請など複雑かつ多様な課題への対応が必要である。このため、教員には、新たな学びを展開できる実践的指導力、高度な専門的知識や地域と連携・協働する力などを向上させるとともに、社会の急速な進展の中で知識・技能を絶えず刷新する「学び続ける教員像」を確立することが求められている。
- このような状況を踏まえ、教員になる前の教育は大学、教員になった後の研修は教育委員会という断絶した役割分担から脱却し、教育委員会と大学との連携・協働により教職生活全体を通じて学び続ける教員を継続的に支援するための一体的な改革を行う必要がある。

【主な取組】

※今後、以下のような項目例の具体的取組内容をさらに記述。

- 教員の養成・採用・研修の各段階を通じた一体的な改革による学び続ける教員を支援する仕組みの構築
(求められる人材育成像の変化や、いじめ・不登校、特別支援教育、ICTの活用などの諸課題に対応するため、教員養成の修士レベル化に向けた修士レベルの課程の質と量の充実、教育委員会と大学との連携・協働による養成・研修の充実、多様な人材の登用などの取組を推進)

基本施策4 幼児教育の充実

【基本的考え方】

- 生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性を踏まえ、幼稚園等における幼児教育の充実を図るとともに、子ども・子育て支援に関する新たな制度（関連法案を現在国会で審議中）の構築により、すべての子どもに質の高い幼児期の学校教育を保障するための条件整備を図る。また、幼稚園における子育て支援活動・預かり保育の充実を図る。

【現状と課題】

- 幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、この時期に質の高い幼児教育を保障することが極めて重要である。一方、核家族化や地域のつながりの希薄化などにより子ども・子育てをめぐる環境は厳しい状況にある。
- これまでも、教育基本法に幼児期の教育の重要性に関する規定を新設し、その後学校教育法についても、幼稚園が義務教育及びその後の教育の基礎を培う学校であることを明確化するなどの改正を行うとともに、幼稚園教育要領の改訂などの取組を行い、幼児教育の質の向上を図ってきた。
- 幼稚園における学校評価や小学校との交流活動、子育て支援活動や預かり保育の実施については一定の進捗が見られるものの、一層の実施率向上に向けて幼稚園教育要領の理解促進等に努める必要がある。
- また、小学校就学前の子ども（3歳～5歳）については、約5割が幼稚園、約4割が保育所に通っているが、すべての子どもに等しく質の高い幼児教育を提供するため、教育内容の整合性を図った幼稚園教育要領と保育所保育指針に基づく幼児教育の推進に取り組む必要がある。
- さらに、子どもの育ち・子育て家庭を社会全体で支えていく観点から、子ども・子育て支援に関する新たな制度を構築し、質の高い幼児期の学校教育の保障を実現する必要がある。

【主な取組】

※今後、以下のような項目例の具体的取組内容をさらに記述。

- 幼児教育の質の向上
- 子ども・子育て支援に関する新たな制度の構築

基本施策5 特別なニーズに対応した教育の推進

【基本的考え方】

- 様々な背景を有する者がともに暮らし、支え合う共生社会の形成に向けて、特別なニーズに対応した以下の取組を行う。
 - ・ 障害のある者がその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と共に学ぶことができるよう配慮しつつ、教育内容・方法の改善充実などを図る。
 - また、高等教育段階においても、意欲・能力ある障害者の教育機会の確保に向けた支援を推進する。
 - ・ また、海外で学ぶ子どもたちの学習環境の充実を図るとともに、国内の帰国・外国人児童生徒等について、日本語指導や適応指導の充実等を含めた公立学校における受入れ体制の整備を推進する。

【現状と課題】

- 障害者権利条約におけるインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、特別支援教育の更なる推進を図る必要がある。
- 特別支援学校に在籍する幼児児童生徒、特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒は、近年急激に増加しており、様々なニーズの増大にきめ細かく対応することが必要である。しかしながら、幼小中高等学校における個別の指導計画の作成率は約65%、個別の教育支援計画の作成率は約49%、特別支援学校教諭免許状の取得率は特別支援学校の教員について約70%に留まっている。さらに、公立特別支援学校の教室不足数は、全国4,561教室（平成23年5月1日現在）にのぼっている。このような状況の中、障害のある者が十分な教育を受けることができるよう、合理的配慮及びその基礎となる環境整備を図ることが求められている。
- また、高等教育段階においては、障害のある学生の在籍者数が平成23年には1万人を超え、各大学等においては受け入れや修学支援体制の整備が急務となっている。
- 国際化の進展に伴い、多くの日本人が子どもを海外に帯同しており、海外で学ぶ子どもたちに対する教育機会の確保や教育環境の充実を図るため、在外教育施設に対する教員派遣や教材整備等を引き続き実施していく必要がある。
 - また、我が国においても、帰国・外国人児童生徒などの日本語指導が必要な子どもが公立学校に多数在籍しており、このような子どもたちに対し、就学機会の確保、日本語指導や適応指導等も含めた公立学校における受入れ体制の整備を推進し、子どもたちの日本語能力や各教科等の学習活動に日本語で参加できる能力の向上を目指す必要がある。
- さらに、外国人の子どもの就学支援も課題であり、国としては、現在、国際移住機関に資金拠出を行い、平成21年度から定住外国人の子どもの就学支援を実施しているところであるが、平成23年度までに約900人が公立学校等に約1,000人が外国人学校等に就学を果たしたものの、依然として不登校・不就学の外国人の子どもが多いことから、支援の継続が必要である。

【主な取組】

※今後、以下のような項目例の具体的取組内容をさらに記述。

- インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進
- 海外で学ぶ子どもたちや帰国・外国人児童生徒、不登校・不就学の定住外国人の子どもに対する教育の充実など
- 高等教育段階において、意欲・能力ある障害者の教育機会の確保に向けて、具体的な支援方策を検討

基本施策6 「何を身に付けたか」を担保するための質保証システムの構築

【基本的考え方】

- 基本施策1に係る取組をより実効あるものとする観点から、全国学力・学習状況調査の結果等に基づく教育施策や教育指導の充実・改善を行う継続的な検証改善サイクルを義務教育段階において確立する。
- 高等学校段階においては、全ての生徒に共通して身に付けさせる能力の明確化を図る。併せて、各学校において、生徒の能力・適性、進路等に応じた教育目標や、目標とする育成すべき人材像に応じた修得すべき内容を明らかにし、その内容を修得させることを徹底し、それを前提として修得の状況を明かにするための様々な仕組みを構築する。

【現状と課題】

- 基本施策1に係る取組をより実効あるものにするためには、国・教育委員会・学校において、児童生徒の学力・学習状況を客観的に把握・分析し、そのデータに基づき教育施策や教育指導の充実・改善を行う検証改善サイクルを確立する必要がある。
- このような観点から、義務教育段階については、全国学力・学習状況調査を平成19年度から実施している。今後は、教育施策の継続的な検証改善により力点をおきつつ、調査の実施・活用について一層の充実が求められる。
- また、高等学校段階については、生徒の興味・関心、能力・適性、進路等が極めて多様化している状況下において、高等学校において何をどの程度習得したのかが見えにくくなっていることや、学校外での学習時間の減少に見られる学習意欲の低下等が指摘されている。このことから、生徒の学力の状況等を把握し、指導改善に活用していくための仕組みを整備することが課題となっている。

【主な取組】

※今後、以下のような項目例の具体的取組内容をさらに記述。

- 各学校段階における継続的な検証改善システムの確立
(全国学力・学習状況調査の充実、高等学校段階での学力状況を多面的・客観的に把握する様々な仕組みの検討)

(2) 主として高等教育段階の学生を対象とした取組

成果目標 2 (課題探求能力の修得)

「生きる力」の基礎に立ち、予測困難な時代における「課題探求能力」*を身につけられるよう、学生の主体的な学びを確立する。

このため、十分な質を伴った学修時間を欧米並みの水準にすることや学修環境の整備などによる大学教育の質的転換を図る。

(※課題探求能力：主体的に変化に対応し、自らの将来の課題を探求し、その課題に対して幅広い視野から柔軟かつ総合的な判断を下すことのできる力)

【成果指標】

- ①各大学における学修時間の把握状況の改善、十分な質を伴った学修時間の実質的な増加・確保（欧米並みの水準）
- ②学修支援環境の改善
- ③教学システムの整備状況の向上（教育課程の体系化、組織的な教育の実施、授業計画の充実など）
- ④大学教育への学生、卒業者、企業の評価の改善
- ⑤多様な学生（25歳以上の学生、障害のある学生等）の増加

基本施策7 学生の主体的な学びの確立に向けた大学教育の質的転換

【基本的考え方】

- 「生きる力」の基礎に立ち、予測困難な時代において、生涯にわたり学び続け、主体的に考え、どんな状況にも対応できる「課題探求能力」を有する多様な人材を育成する。
- 学士課程教育においては、学生の思考力や表現力を引き出し、その知性を鍛える課題解決型の能動的学習（アクティブラーニング）や双方向の講義、演習、実験等の授業を中心とした教育へと質的転換のための取組を促進する。
- 学士課程教育の質的転換のために、事前の準備や事後の展開も含め、主体的な学びに要する学修時間の実質的な増加・確保を始点として、教育課程の体系化、組織的な教育の実施、授業計画（シラバス）の充実、教員の教育力の向上を含む諸課題を進めるための教学マネジメントの改善などの諸方策が連なってなされる「質的転換のための好循環」の確立を図る。
- その上で、大学院においては、世界の多様な分野において活躍する高度な人材を輩出するため、大学院の教育課程の組織的展開の強化を図る。

【現状と課題】

- 予測困難な今の時代を生きる若者や学生にとって、大学での学修が次代を生き抜く基盤となるかどうかは切実な問題となっている。また、産業界や地域社会は変化に対応したり未来への活路を見いだしたりする原動力となる有為な人材の育成を大学に求めるようになっており、「生涯学び続け、どんな環境においても”答えのない問題”に最善解を導くことができる能力」を育成することが、大学教育の直面する大きな目標となっている。
- これまでも、各大学において、全学的な教学マネジメントの下、「学位授与の方針」、「教育課程編制・実施の方針」、「入学者受入れの方針」を明確にしつつ、様々な取組を実施してきたところであるが、その取組が相互に関連し合っただけで好循環となり、学士課程教育を大学が組織的に提供する体系立ったものへと進化させることが必要。
- 学士課程教育の質的転換の前提として、主体的な学びに要する総学修時間の確保が重要であるが、我が国の学生の学修時間は、卒業の要件から想定される学期中の1日当たりの総学修時間8時間程度の約半分である4.6時間との調査結果もあり、これは例えばアメリカの大学生と比較しても少ないと言わざるを得ない。
- このため、学士課程教育の質的転換への好循環を生み出すために、質を伴った学修時間の実質的な増加・確保が、教育課程の体系化、組織的な教育の実施や授業計画（シラバス）の充実などの諸方策と関連して総合的に取り組まれるよう、国としても、学修支援環境の整備、学生の学修成果の把握や大学情報の積極的な発信の促進など効果的な支援諸方策を講じることが課題である。なお、十分な質を伴った学修時間の実質的な増加・確保は好循環のための始点であり、質的転換への指標ではあるが、単に授業時数を増加するようなことは学士課程教育の質的転換に資することにはならない。
- また、このような学士課程における改革の取組とともに、大学院教育においては、高度な能力を持った人材輩出といった社会からの要請に応えるため、個々の担当教員がそれぞれの研究室で行う教育・研究指導に依存することのない、体系的な大学院教育の課程の提供が必要となっている。

【主な取組】

※今後、以下のような項目例の具体的取組内容をさらに記述。

- 学修時間の飛躍的増加に向けた学修環境の整備（教員サポート体制、図書館機能の強化等）
- 学生の「主体的な学び」を拡大する教育方法の革新（参加型授業、フィールドワーク等）
- 教員の教育力向上への支援（教員の教育評価、全国的なFDセンターの発展等）
- 国際的に信頼感の高い教育システムの整備（科目ナンバリング、準備学修を求めるシラバス等）
- 大学在学中の学修成果を明確化する仕組みの整備（アセスメントテストの開発、学生状況調査の実施等）
- 大学院教育の実質化（コースワークから研究指導へ有機的につながりを持った体系的な大学院教育の確立）

基本施策8 大学教育の質の保証

【基本的考え方】

- 学生の保護や国際通用性の観点から、大学教育の質を保証し、基本施策7における教育の質的転換の取組等と相俟って、その質の向上を促進するため、制度の改善や制度間の連携強化、大学の教育研究活動の可視化促進などを図る。

【現状と課題】

- 我が国の大学における公的な質保証システムは、「事前規制から事後チェック」への転換といった社会全体の動向を踏まえ、従来の事前規制として設置認可制度を弾力化しつつ、事後チェックとしての自己点検・評価制度に加え、認証評価制度を平成16年度より導入しているところである。
- しかしながら、設置基準・設置認可審査・アフターケア・認証評価・学校教育法による是正措置といった各要素の相互のつながりの必要性などが指摘がされている。
このため、大学教育の質を保証し、基本施策7における大学教育の質的転換の取組や、基本施策25から27に掲げる大学ガバナンスの強化、機能別分化、財政基盤の強化の取組等と相俟って学生の保護や国際通用性の観点から、教育の質の保証・向上を促進する必要がある。
- 同時に、大学は公的な機関として、その活動や取組について社会に対して説明責任を果たすことが極めて重要である。大学情報の活用・発信については、これまでも公表すべき教育情報の明確化など段階的に取組が行われてきたが、一層の推進が求められている。

【主な取組】

※今後、以下のような項目例の具体的取組内容をさらに記述。

- 大学情報の公表徹底（「大学ポートレート（仮称）」の整備促進）
- 評価制度の見直し（アウトカム評価、機能別分化に対応した評価、分野別評価）
- 客観的な評価指標の開発（教育力、研究力、国際性、地域貢献等）
- 国際的な質保証の共通枠組みの形成・促進（キャンパス・アジア等）
- 設置基準・設置認可審査・アフターケア・認証評価・学校教育法による是正措置を通じた大学の質保証のためのトータルシステムの確立

基本施策9 初等中等教育・高等教育の接続の円滑化・充実

【基本的考え方】

- 高等学校段階の教育の質の確保、大学教育段階の教育水準等の評価や大学進学希望者の能力適性の判定について、大学入試の一点に求められていた実態を改め、「点からプロセスによる質保証」システムを構築する。
- すなわち、基本施策6及び8で掲げた高等学校及び大学それぞれの段階における質保証に係る検討と併せて志願者の意欲、能力、適性等の多面的、総合的な評価に基づく大学入学者選抜に転換する。同時に、高大連携の取組の促進や飛び入学等の普及拡大を図る。

【現状と課題】

- 多様化した高等学校においては、生徒が何をどの程度習得したのかが見えにくくなっていると指摘されている。また、高等学校教育の成果が見えにくいため、大学への進学実績でその成果を評価する風潮が見られる。高等教育についても、同年齢の若年人口の過半数が大学教育を受けるというユニバーサル段階に移行し、大学教育において求められる教育の在り方が多様化している。このような状況を踏まえて、高等学校及び大学それぞれの段階において、教育の質を保証することが課題となっている。
- この点、大学の入学者選抜については、本来、各大学がそれぞれのアドミッション・ポリシーに基づき入学志願者の能力・適性を多面的に判定することを目的としたものであるが、現状の問題点として、高等学校における学力状況の把握や学習意欲の喚起、各大学の教育水準や学生の質の評価の指標など、本来、高校教育及び大学教育の各段階において果たされるべき機能についてまでも、大学入学者選抜に求められてきたことが指摘されてきた。
- これらの機能については、従前は大学入試の選抜性の強さにより、一定程度確保されてきたが、いわゆる大学全入時代への移行により、大学入試による確保が困難な状況となってきている。
- このような状況を踏まえ、基本施策6及び8で掲げた高等学校及び大学それぞれの段階における質保証に係る検討と併せて、志願者の意欲、能力、適性等の多面的、総合的な評価に基づく大学入学者選抜に転換することにより、高校教育・大学入学者選抜・大学教育といった全体のプロセスの中で質保証を図るいわば「点からプロセスによる質保証」システムを構築することが喫緊の課題である。また、そのプロセスにおいて、高大連携の取組の促進や飛び入学等の普及を一層図ることが重要である。

【主な取組】

※今後、以下のような項目例の具体的取組内容をさらに記述。

- 点からプロセスによる質保証システムへの転換
 - ・高等学校段階での学力状況を多面的・客観的に把握する様々な仕組みの検討・整備（再掲）
 - ・大学在学中の学習成果を明確化し、測定・把握する仕組みの整備
 - ・高等学校・大学における質保証と連携した大学入試の改善
- 高大接続・連携教育の改善（飛び入学の促進や高等学校段階における早期卒業制度の検討（後掲）など制度の弾力化、カリキュラム開発、授業改善等を含む）

(3) 生涯の各段階を通じて推進する取組

成果目標3（生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の修得）

社会を生き抜く上で必要な自立・協働・創造に向けた力*を生涯を通じて身に付けられるようにする。

このため、個々人の直面する課題や社会の多様な課題に対応した質の高い学習機会を充実するとともに、学習成果が広く社会で活用されるようにする。

(※力の例：思考力や課題解決力、健康や豊かな人間性、社会性や公共性など)

【成果指標】

- ①現代的・社会的な課題に対応した学習を行った人の割合の増加
- ②体験活動・読書活動の実施状況等の改善
 - ・体験活動を行う児童生徒等の数の増加
 - ・青少年の体験活動の奨励に関する仕組みに参加して活動している青少年の数の増加
 - ・全校一斉の読書活動を実施する学校の割合の増加
 - ・市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定率の増加
- ③学習成果の活用状況の改善
 - ・身に付けた知識・技能や経験を生かしている人の割合の増加
- ④民間教育事業者等における学習の質の保証・向上に向けた取組状況の改善
 - ・情報公開・自己評価等を実施している民間教育事業者等の割合の増加

< 5年間ににおける具体的方策 >

基本施策 10 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進

【基本的考え方】

- 個々人が、社会の中で自立して、他者と連携・協働しながら、生涯にわたって生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身につけられるようにする。
- このため、地域参画・社会貢献に関する学習、自立した高齢期を送るための学習、男女共同参画社会の形成に資する学習、消費者教育、地域防災・安全、スポーツ等の現代的・社会的な課題に対応した学習が主体的な実践につながるよう、各学校や公民館等の社会教育施設による提供のみならず、一般行政や民間等の多様な提供主体による学習とも連携して、推進する。
- 現代的、社会的な課題に対して地球的な視野で考え、自らの問題として捉え、身近なところから取り組み、持続可能な社会づくりの担い手となるよう一人一人を育成する教育（持続発展教育：E S D）を推進する。

【現状と課題】

- 社会の複雑化や知識基盤社会の到来に伴う学習ニーズの高まりと軌を一にして、公民館等の社会教育関係施設において行政が提供する学級・講座等の学習機会は増加している（507, 289件（平成7年度間）→911, 612件（平成19年度間））が、その内容は、趣味・教養やスポーツに関するものが大半を占めている。
- 他方で、近年、個人や地域が抱える課題が多様化・複雑化する中で、自ら課題を解決できるような自立した個人とコミュニティ形成の必要性が増している。
- これまで、個人や住民同士による主体的な学習活動や実践を基本としつつ、行政としては、特に、政府がその推進のための計画等を策定している男女共同参画学習や消費者教育、環境教育、防災に関する学習、さらには持続発展教育（E S D）などに関する支援等を行ってきた。
- しかしながら、自立した個人とコミュニティを形成するためには、趣味・教養に関する学習や一方的な知識の伝達にとどまらず、国・地方公共団体の関係する部署や大学、民間企業、民間団体等と連携・協働しつつ、学習活動を通じて、個人や地域の課題解決を住民自ら主体的に行っていくという機運と市民意識を醸成し、具体的な実践につなげていくことが必要である。
- また、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）が提唱するE S Dを生涯の各段階を通じて進めており、「国連持続可能な開発のための教育の10年」の最終年である平成26年には日本においてE S Dに関する世界会議が開催されることもあり、より一層推進することが求められている。

【主な取組】

※今後、以下のような項目例の具体的取組内容をさらに記述。

- 地域参画・社会貢献に関する学習の推進
- 自立した高齢期を送るための学習の推進
- 男女共同参画社会の形成に資する多様な主体の連携による学習の推進（女性の主体的な参画による地域づくりにつながる学習の推進や男性を対象とした取組の充実、初等中等教育・高等教育における教育の推進等）
- 人権教育、環境教育、消費者教育、地域防災・安全、スポーツ等の各分野の基本計画等に基づき実施される学習等の推進
- 現代的課題や地域の抱える課題に取り組む公民館等の振興
- 体験活動及び読書活動の充実
- 地球規模での持続可能な社会の構築に向けた教育（ESD）の推進

基本施策 1 1 学習の質の保証と学習成果の評価・活用の推進

【基本的考え方】

- 学習者が、安心して、質の高い学習を行うことができ、また、その学習の成果が評価され、社会で幅広く通用するための環境を構築する。
- このため、多様な主体が提供する学習機会の質保証・向上を推進するとともに、習得した知識技能を評価し、その結果を広く活用する仕組み等を構築する。

【現状と課題】

- 変化の激しい社会を生き抜くために、全ての世代・全ての者が能動的・自発的に学習を行い、能力を高め、その成果を実際の生活や地域社会等で活かすことができるよう、現在、行政のみならず、民間教育サービス事業者など社会全体で多種多様な学習機会が提供されている。
- しかしながら、学習者が安心して学ぶための学習機会の提供者自らによる質の保証の取組は、各事業者によって様々な状況にある。また、学習到達度やその明示化の手法が社会的に認知されているかどうかは、学習分野によって大きな差があるほか、学習成果を活用する場とのマッチングの環境の醸成についても、不十分なことが多い。
- このような中、基本施策 6 及び 8 で掲げた各学校段階における質保証の仕組みの整備とともに、国際的には、ISO 29990 の認証開始など、民間教育サービス事業者の質の保証や学習成果の通用性の確保に向けた取組が急速に進められている。労働市場の流動化やグローバル化にある我が国社会においても、「知の循環型社会」の実現に向けた取組の強化が急務になっている。

【主な取組】

※今後、以下のような項目例の具体的取組内容をさらに記述。

- 多様な主体が提供する学習機会の質の保証・向上の推進（生涯学習・社会教育分野における評価・情報公開の仕組みの構築・普及）
- 修得した知識技能を評価し評価結果を広く活用する仕組みの構築（検定試験等における評価・情報公開の取組の推進、教育支援人材等の認証制度の推進等）
- ICT の活用による学習の質の保証・向上及び学習成果の評価・活用の推進
- 青少年の体験活動の成果に対する評価・顕彰の推進

成果目標 4（社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等）

社会的・職業的自立の基盤となる基礎的・汎用的能力を育成するとともに、労働市場の流動化や知識・技能の高度化に対応し、実践的で専門性の高い知識・技能を生涯を通じて身に付けられるようにする。

このため、キャリア教育の充実や、インターンシップの実施状況の改善、就職ミスマッチの改善に向けた教育・雇用の連携方策の強化を図る。

【成果指標】

①児童生徒の進路に向けた意識の向上

- ・ 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合の増加
- ・ 教科学習が将来社会に出たときに役立つと思う児童生徒の割合の増加

②就職ミスマッチなどによる若者の雇用状況（就職率、早期離職率等）改善に向けた取組の増加

<キャリア教育・職業教育の充実等>

- ・ 中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校等における職場体験・インターンシップの実施状況の改善
- ・ 大学、高等専門学校、専修学校等におけるPBL（Problem-based-learning）等の実施率増加
- ・ 大学、高等専門学校、専修学校等への社会人の受入状況の改善（履修証明プログラムがある大学・専修学校の増加、社会人等の対象コース等を設けている専修学校数の増加）

<就職支援等>

- ・ 新卒者の就職状況を公開している大学の増加
- ・ キャリアカウンセラーの配置や就職相談室の設置状況の増加（このほか、中小企業の合同就職説明会の開催回数など、支援活動の状況についても複数の指標により補足・評価することを検討）

＜5年間における具体的方策＞

基本施策12 キャリア教育の充実、職業教育の充実、社会への接続支援、産学官連携による中核的専門人材、高度職業人の育成の充実・強化

【基本的考え方】

- 「社会を生き抜く力」の一態様として、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を身に付けさせ、価値観、とりわけ勤労観・職業観を自ら形成・確立できる子ども・若者の育成を目指す。
- 実践的な職業教育の体系を明確にしつつ、職業生活への移行後も含め、必要な知識・技能を身に付けられるような取組を行い、個々人が、多様な職業生活に必要な知識・技能を生涯のどの時点においても身に付けられるようにする。
- また、我が国の成長分野において、中核となる専門人材を養成するために、産学官の連携強化による実践的な職業教育の充実を通じた社会人学生・生徒の学びやすい新しい学習システムの構築を図る。また、専修学校の質保証・向上のための仕組みを整備する。同時に、職業生活の中で修得した知識や技能等が適切に評価され、次の段階のキャリア形成等に結びつくような学校と職業をつなぐ新たな学習システムの構築や、雇用のミスマッチ解消に向けた学校とハローワークとの連携強化等を図る。

【現状と課題】

- 現在の子ども・若者をめぐる状況として、完全失業率や非正規雇用率の高さ、無業者や早期離職者の存在など、「学校から社会・職業への移行」が円滑に行われていない状況がある。その原因・背景には、産業構造の変化等社会全体を通じた構造的な問題が指摘されているが、学校教育が抱える問題として、コミュニケーション能力など職業人としての基本的能力の低下や職業意識・職業観の未熟さ、学校での生活や学びに対する目的意識の希薄さなど、「社会的・職業的自立」に向けた様々な課題が見受けられる。
このような現状のもと、各学校段階においてキャリア教育・職業教育の重要性が認識され、地域社会や産業界と連携・協働した取組が進められているが、各教育段階における課題も依然として多いため、これらの課題を解決し、発達の段階に応じた体系的・系統的な取組を進めることが必要である。
- 初等中等教育段階については、各地域や学校の実情に応じたキャリア教育の実践が行われてきているが、一方で、学校現場においてキャリア教育の意義や必要性等の理解が十分には進んでいないことから、新しい教育課題が現場に付加されたと誤解されたり、「新しい教育活動を指すものではない」としてきたことにより従来の教育活動のままでよいとされたり、職場体験活動の実施のみを以てキャリア教育を行ったものとみなすケースがあったりするなど、各学校間のキャリア教育実践の内容や水準に差が生じていることが課題としてあげられる。
また、専門高校においては、職業の多様化や職業人として求められる知識・技能の高度化に対応した実践的な教育が求められており、地域や産業界の人材などの外部人材の協力を得ながら実践的な教育を充実することが課題となっている。
- 高等教育段階については、産業・社会構造の変化やグローバル化等が急激に進展する中、海外からの学生等の採用なども相俟って、企業側が学生に求める能力は語学力も含めた総合的に高いものとなっている。さらに、高度な技術力を有する中小企業での新卒学生等の採用意欲は高いものの、就職までに結びつくには、職業実践的な能力が求められている。特に、大学・専修学校等における新たな雇用が見込まれる成長が著しい分野における知識と実践スキルを兼ね備えた中核的専門人材の育成や、非正規

雇用の増大による労働市場の流動化等を原因とした企業内における人材育成機能の低下を補填するための企業・社会人が求める実践的な学習プログラムの充実が急務の課題となっている。

【主な取組】

※今後、以下のような項目例の具体的取組内容をさらに記述。

＜人材育成に関する施策＞

- 社会的・職業的自立に向け必要な能力を育成するキャリア教育の充実
 - ・学校における体系的・系統的なキャリア教育実践の充実
 - ・キャリア教育に関する職場体験活動やインターンシップなどの体験活動の充実
 - ・地域・社会や産業界等と連携・協働した取組の促進
- 専門学科における地域・産業界等との連携・交流を通じた実践的な教育活動など高等学校における職業教育の充実
- 大学・専修学校等と産業界・関係団体等の連携強化による新たな学習システムの構築（共通的な到達目標の開発や達成度評価の実証等）
- 職業実践的な教育に特化した新たな枠組みづくりの推進
- 学校と職業をつなぐ新たな学習システムの構築に向けた基盤の整備
- 国際スタンダードや社会ニーズを踏まえた分野別到達目標の普及、分野別第三者評価の導入・普及、分野に応じた大学間連携による共同教育体制の構築などを通じた、各分野における高度な専門教育の実現
- 産学協働による教育内容・教育方法の改善（PBLや実践的インターンシップへの支援など）
- 高等専門学校における地域の産業界等との幅広い連携等による共同教育の充実や、知識・技能の高度化等に対応した学科の在り方の見直し
- 専修学校の質保証・向上のための仕組みづくり（評価・情報公開の仕組みの構築・普及、教職員の資質向上等）

＜社会への接続に関する施策＞

- 学生等に対する就職支援体制の構築（ハローワークのジョブサポーターと大学・専修学校のキャリアカウンセラー等の連携を含む）
- 卒業後3年以内の新卒扱い促進、就職・採用活動の早期化・長期化の是正や通年採用等の導入など採用慣行の適正化へむけた取組の推進

2. 未来への飛躍を実現する人材の養成

成果目標 5（社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成）

卓越した能力*を備え、社会全体の変化や新たな価値を主導・創造するような人材、社会の各分野を牽引するリーダー、グローバル化の中にあって国際交渉など国際舞台で先導的に活躍できる人材を養成する。

これに向けて、実践的な英語力の向上、海外留学者数の飛躍的な増加、世界水準の教育研究拠点の倍増などを旨す。

（※能力の例：国際交渉できる豊かな語学力・コミュニケーション能力や主体性、チャレンジ精神、異文化理解、日本人としてのアイデンティティ、創造性など）

【成果指標】

＜新たな価値を創造する人材関係＞

- ① PISA 調査における平均得点でトップレベルの順位を目指す。
併せて習熟度レベルの上位層の増加（再掲）
- ② 難しいことでも失敗をおそれないで挑戦している生徒の割合の増加
- ③ 国際科学技術コンテストへの参加者の増加
- ④ 社会を牽引するリーダーを養成するための専門分野を超えた教育プログラム実施数の増加
- ⑤ 世界で戦える「リサーチ・ユニバーシティ」を 10 年後に倍増

【成果指標】

＜グローバル人材関係＞

- ① 国際共通語としての英語力の向上
 - ・ 学習指導要領に基づき達成される英語力の目標（中学校卒業段階：英検 3 級程度以上、高等学校卒業段階：英検準 2 級程度～ 2 級程度以上）を達成した中高校生の割合 50%
 - ・ 卒業時の英語力の到達目標（例：TOEFL iBT 80 点）を設定する大学の数及びそれを満たす学生の増加、卒業時における単位取得を伴う
海外留学経験者数を設定する大学の増加
- ② 英語教員に求められる英語力の目標（英検準 1 級、TOEFL iBT 80 点、TOEIC 730 点程度以上）を達成した英語教員の割合の増加
- ③ 日本の高校生・学生の海外留学者数、外国人留学生数の全学年に占める比率の増加（約 10 年間で概ね 20 歳代前半までに同世代の 10% が海外留学や在外経験を有することを目指す）
- ④ 大学における外国人教員等（国外の大学での学位取得、通算 1 年以上国外で教育研究に従事した日本人教員を含む）の全教員に占める比率の増加
- ⑤ 大学における外国語による授業の実施率（外国語による授業／全授業数）の増加
- ⑥ 大学の入学時期の弾力化（4 月以外で入学した学生数の増加）

< 5年間ににおける具体的方策 >

基本施策 1.3 優れた才能や個性を伸ばす多様で高度な学習機会等の提供

【基本的考え方】

- 社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等を育成するためには、初等中等教育段階から、「社会を生き抜く力」を育成し、各分野に興味・関心を有する子どもの裾野を拡大するとともに、その才能を見出して、創造性やチャレンジ精神などをより一層伸ばしていくことが必要である。
- このため、意欲と能力のある児童生徒等に対し、ハイレベルな学習機会や切磋琢磨する場を提供することが求められ、これまで活用事例の少ない大学への飛び入学促進、高等学校段階における早期卒業制度の検討や、先進的な教育を受ける機会の提供や全国レベルで競い合う科学の甲子園等の推進を含めた理数教育の充実などを図る。

【現状と課題】

- グローバル社会において、世界に伍する人材を育成するためには、優れた素質を持つ児童生徒の才能を伸ばさせていくことが必要である。
- これまでも、高校2年から大学への入学を可能とする飛び入学制度が設けられているが、飛び入学により大学に進学した者が進学先の大学を中途退学した場合、最終学歴が中学校卒業となってしまうこと等を背景に、活用はごくわずかに限られている。
- また、先進的な教育を受ける機会の提供については、「スーパーサイエンスハイスクール（SSH）」指定校の拡充や（H19：101校→H24：178校）や、国際科学技術コンテストへの参加支援を実施し、その予選参加者には増加が見られるが、地域によってSSH指定校がないところがあるなどの課題もあり、優れた資質を持つ生徒の才能の伸張により一層取り組む必要がある。あわせて、国際学力調査等によれば、学年が進むにつれ理数の勉強が楽しいと答える子どもの割合が減少し、国際比較でも我が国は「科学について学ぶことに興味がある」と答える生徒の割合が低い現状にあるなどいわゆる「理数離れ」との指摘があり、裾野の拡大についても課題がある。
- このため、優れた資質を持つ児童生徒等の才能を伸ばさせていく環境を十分に整え、科学技術分野をはじめ、スポーツ・文化などを含めた各分野において、高度な人材の育成を行うための方法を開発し、実施していくことが必要である。

【主な取組】

※今後、以下のような項目例の具体的取組内容をさらに記述。

- スーパーサイエンスハイスクールの強化など理数教育の充実
- 全国レベルで競い合う科学の甲子園やサイエンス・インカレの推進
- 中学校卒業後からの5年一貫の特色ある専門教育により、優れたものづくり人材の養成を行う高等専門学校の機能強化
- 大学への飛び入学促進、高等学校段階における早期卒業制度の検討
- 大学・専修学校等と産業界・関係団体等の連携強化による実践的職業教育の充実
- スポーツ基本計画に基づく国際競技力の向上に向けたトップアスリートの養成
- 創造性あふれる新進の芸術家と文化芸術を支える人材の養成

基本施策 1.4 大学院の機能強化等による卓越した教育研究拠点の形成、大学の研究力強化の促進

【基本的考え方】

- 産学官の参画を得つつ世界を牽引するリーダーを養成するため、博士課程を中心とする大学院教育の抜本的な改革・強化を図るとともに、独創的で優秀な研究者を養成するため、優秀な学生や若手研究者等が自立して学修研究に専念することができる環境を整備する。
- 各大学の強みを活かした教育研究拠点の形成を促進するとともに、独創的で多様な研究を広範かつ継続的に推進するなど、大学の研究力を強化する。

【現状と課題】

- 欧米やアジア諸国等では、国際競争力強化のため優れた資質能力を備えた博士人材の養成を強化しており、世界の研究・ビジネスの場でも、国籍を問わず優れた人材の獲得競争が激化している。
- 我が国における人口当たりの博士号取得者は主要国と比較して少なく、国際社会でリーダーシップを十分発揮しているとは言えない現状であり、専門分野の枠を超えた体系的な博士課程教育の構築により、俯瞰力と独創力を備え広く産学官にわたり活躍するリーダーを養成することが課題。
- 国際的に見ると、我が国の研究力は相対的に低下傾向であり、イノベーションの創出を担う、世界最高水準の卓越した教育研究拠点の形成を支援し、大学の研究力強化をさらに促進するとともに、優れた学生や若手研究者等を惹きつける仕組みの構築が課題。
- 現在、大学では、人件費削減の取組の中で若手教員の割合が減少する傾向にある一方、教員は大幅な世代交代を迎えつつあり、この機を捉え、若手研究者のポストを増やすとともに、そのキャリアパスの整備を進めていく必要がある。
- 優秀な学生や若手研究者が安心して学修研究に取り組めるよう、給付型の経済支援を強化する必要がある。

【主な取組】

※今後、以下のような項目例の具体的取組内容をさらに記述。

- 産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーの養成
- 産業界など社会との連携による人材育成機能の強化
- 大学院における研究者養成環境の整備
- 優秀な学生が安心して大学院を目指すことができるよう、給付型の経済支援を充実（フェロシップ、TA、RA等）
- 若手研究者の育成強化（フェロシップの支援の強化、テニュアトラック制やリサーチ・アドミニストレーターの普及・定着、女性研究者へのサポート体制の整備）
- 教育研究拠点の形成・発展
- 科研費の充実や研究システム・環境改革、産学官連携の推進など、大学の研究力強化の促進

基本施策 15 グローバル人材育成のための高校・大学等の国際化と生徒・学生の 双方向の留学生交流・国際交流の推進

【基本的考え方】

- グローバル化が加速する社会経済にあつては、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けた、国際的に活躍できるグローバル人材の育成が急務。
- このため、「社会を生き抜く力」の確実な養成を前提とし、外国語教育の強化、高校生・大学生・専修学校生の留学生交流・国際交流の推進、大学等の国際化のための取組（秋季入学実施に向けた環境整備、海外大学との国際的な教育連携等）への支援、国際的な高等教育の質保証（単位の相互認定、適切な成績評価等）の体制や基盤の強化等を実施する。

【現状と課題】

- 国際的に活躍できるグローバル人材を育成する上では、その基盤となる語学力・コミュニケーション能力、特に英語力の強化が不可欠である。しかしながら、生徒の英語力については、コミュニケーションの中で基本的な語彙や文構造を活用する力、内容的にまとまりのある一貫した文章を書く力、聞いたことに対して応答するなどの表現する力が十分身に付いていないといった課題が指摘されている。また、文法・訳読中心、高校入試や大学入試に特化した授業などが行われているとの指摘もあり、実践的な英語力を持つ生徒は依然として少ないことが課題となっている。
このような状況も踏まえ新学習指導要領では、小中高等学校を通じて、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成や、「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能をバランス良く育成することを掲げるとともに、小学校第5、6学年に外国語活動を導入、中学校外国語科の授業時数を約3割増加（週3コマから4コマ）、高等学校の英語の授業は英語で行うことを基本とするなど、外国語教育の強化を図っているところであり、この着実な実施が必要である。
- また、語学力・コミュニケーション能力のみならず、優れた国際感覚や国際理解の精神を身に付ける上で、海外留学等の在外経験を積むことや外国人留学生との交流を通じた「内なる国際化」を図ることは重要である。しかし、海外へ留学する日本の高校生・大学生の数は近年減少傾向にあり、若者の「内向き志向」が指摘されている。また、外国人留学生の受入れ数は増加傾向にはあるものの、欧米諸国や中国などに比べ、依然として少ない状態にある。
このため、海外に留学する高校生・大学生等に対する経済的支援のみならず、大学等における海外留学支援体制の強化、帰国後の進学が円滑に行える環境整備や帰国後の就職に対する不安の払拭、子どもたちの留学や国際的な職業に対する関心の醸成を通じて、生徒・学生が留学や在外経験を得やすい環境の整備を促進することが必要である。
また、外国人留学生の受入れ数を30万人まで増加させるとの目標の達成に向けて、外国人留学生の戦略的獲得を着実に推進することが必要である。
- 加えて、グローバル人材の育成のためには、その主要な担い手である大学の機能を強化することが不可欠である。このため、秋季入学実施に向けた環境整備や、海外大学との教育連携、英語による授業の拡充等の取組への支援を通じ、大学の国際化を推進することが課題となっている。
- さらに、世界的に学生交流や大学間交流の動きが加速するなかで単位の相互認定や適切な成績評価など、高等教育の質の保証に関する取組が活発化している。我が国の大学が国際展開を行う環境を整備するため、これらの動きに積極的に貢献することが重要である。

- 政府のグローバル人材育成戦略において、高校卒業時に国際バカロレア資格を取得可能な、又はそれに準じた教育を行う学校を5年以内に200校程度へ増加させることとされている。日本国内の国際バカロレア（IB）認定校は、毎年増加を続けているものの、平成24年度6月現在、23校（ディプロマプログラム認定校は16校）にとどまっており、その普及に向けて引き続き積極的に取り組む必要がある。

【主な取組】

※今後、以下のような項目例の具体的取組内容をさらに記述。

- 語学力・コミュニケーション能力の抜本的強化（外国語教育の充実、大学入試の改善、大学におけるスタンダードの設定等）
- 高校生等の留学促進等（高校留学や帰国生徒受入れのための環境整備の充実等）
- IB普及に向けた取組（フォーラムの開催、教員養成WSの開催など）
- 学生等の双方向交流（日本人学生等の海外留学、留學生の戦略的獲得）の推進
- 大学・専修学校におけるグローバル化のための体制整備（学生等の派遣留学・留学生受入拡大に係る大学・専修学校の取組強化、教学システムの国際化、国外の大学等との協働教育プログラムの構築等）
- 国際的な大学・専修学校等高等教育機関の連携
- 国際的な質保証の共通枠組みの形成・促進（キャンパス・アジア等）（再掲）
- 大学における秋入学実施に向けた環境整備に対する協力

3. 学びのセーフティネットの構築

成果目標6（意欲ある全ての者への学習機会の確保）

様々な困難や課題を抱え支援を求めている者に対して、生涯を通じて多様な学習機会を確保する。また、国際人権規約に基づき、能力と意欲を有するすべての者が高等教育を受けられるようにする。

これを通じて、経済的、時間的、地理的制約等による教育格差を改善する。

【成果指標】

<主として初等中等教育関係>

- ①幼稚園等の就園率の増加
- ②高等学校における経済的な理由による中退者の数の減少、高校中退者の再入学・編入学者数の増加など
- ③PISA調査における習熟度レベルの下位層の減少（再掲）
- ④家庭の経済状況や教育環境の違いが学力に与える影響の減少
- ⑤いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合の増加、全児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合、高等学校における中途退学者数の割合の減少

<主として高等教育関係>

- ①進学機会の確保や修学の格差の改善状況
（震災や家庭の経済状況によらない高等教育への進学機会の確保、親の収入により子どもが進学等を断念しないように修学の格差の改善）
 - ・大学等奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を受けることができた者の割合の増加
 - ・低所得世帯の学生等のうち授業料減免を受けている者の割合
- ②多様な学生（25歳以上の学生、障害のある学生等）の増加（再掲）

< 5年間ににおける具体的方策 >

基本施策 16 教育費負担の軽減に向けた経済的支援

【基本的考え方】

- 教育格差の固定化解消に向けて、これまでも就学支援等の実施や公立高校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度、奨学金の充実等の取組を実施してきたところであるが、引き続き、保護者負担を軽減するとともに、意欲・能力のある者の学習機会へのアクセスを可能とするための支援を行う。
- また、東日本大震災により被災した子どもたちに対し、切れ目のない就学支援を実施する。

【現状と課題】

- 厳しい経済雇用情勢が続き、経済格差や教育格差、格差の固定化等が指摘されている昨今、幼児教育に係る負担軽減、義務教育無償制等の実施、授業料減免や奨学金などの就学支援等の充実による教育費負担軽減に取り組んできたところであり、平成22年度には公立高校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度、子ども手当（平成24年度からは児童手当）、平成24年度からは所得連動返済型の無利子奨学金制度が開始されている。
- しかしながら、幼児教育・高等教育段階において家計における教育費の高さが指摘されていることに加え、昨今の不況を背景として、就学援助対象者の増加や、高等学校等就学支援金の加算対象者の増加などが見られ、低所得世帯への支援が重要となっている。
このため、引き続き、保護者負担の軽減を図り、意欲・能力のある者の学習機会へのアクセスを可能とするための支援を行う必要がある。
- 東日本大震災で親や身内が被災したことにより、経済的に大きな損失を被った子どもについて、その就学機会の確保を図るための経済的な支援が必要である。このように、被災地のニーズを踏まえ、多様で手厚い就学支援を、継続的に行うことが重要である。

【主な取組】

※今後、以下のような項目例の具体的取組内容をさらに記述。

- 東日本大震災により被災した子ども・若者への就学支援
- 幼児教育に係る教育費負担軽減
- 義務教育無償制、教科書無償給与、就学援助の実施など
- 公立高校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度の着実な実施、高校生奨学金事業における所得連動返済型制度の導入の推進
- 大学生等に対する奨学金や授業料減免等の修学支援の充実
- 民間による奨学金の拡充への支援 など

基本施策 17 学習や社会生活に困難を有する者への学習機会の提供など学習支援

【基本的考え方】

- 依然として教育上の重要課題である暴力行為、いじめ、不登校など児童生徒の問題行動等の減少に向けて、学校のみならず家庭、地域社会や関係機関が連携した取組を一層推進する必要がある、この点も踏まえて生徒指導体制及び教育相談体制を整備・充実する。
- また、教育格差の解消に向け、経済的困難等により学力定着に関する課題を抱える学校への支援を充実することや、離島を含めたへき地の子どもたち等に対する就学支援、東日本大震災により被災した子どもたちに対する心のケアや学習支援等を実施する。
- さらに、家庭の経済的格差の教育格差への影響や格差の再生産・固定化が指摘されていることを踏まえ、ニート、引きこもり、高校中退者など、挫折や困難を抱えた子ども・若者や非正規労働者・早期離職者が自立し、再び社会に参画できるようにするため、福祉・労働行政等と緊密に連携協力し、学習支援や体験活動の実施、キャリアアップや学び直しの機会の提供等を行う。

【現状と課題】

- 暴力行為の発生件数、いじめの認知件数、不登校児童生徒数など、児童生徒の問題行動等は依然として高水準で推移しており、子どもの悩み等に適切に向き合えるよう、きめ細かな指導や支援が必要である。
- 貧困が親から子へ連鎖するいわゆる「貧困の連鎖」を断ち切る社会的要請が高まっている。家庭の経済状況の格差が学力に影響を及ぼしているとの指摘もあり、世代を超えた格差の再生産、固定化を招かないよう、経済的、社会的、自然的条件が不利な状況にある子どもたちに対する学習支援や、ニートや引きこもり、高校中退者等への早期支援が求められている。また、企業内訓練の機会が乏しいフリーターなど非正規労働者や早期離職者キャリアアップや学び直しができる機会も求められている。
- しかしながら、これまで、こうした取組については、社会全体での重層的な支援が求められているにも関わらず、福祉・労働関係機関と教育関係機関の連携が必ずしも十分ではなかった部分もある。貧困の連鎖を防止するには家庭の状況に関わらず全ての意志ある子ども・若者等が安心して勉強に打ち込めることが必要であり、教育の機会均等を図るとともに、社会的孤立の未然予防の観点から、学校教育・社会教育等を通じた多様な支援を教育関係機関と福祉関係機関が連携して行うことが求められている。
- また、東日本大震災で被災した子どもについては、継続的な心のケアや学習支援等が必要であり、切れ目のないスクールカウンセラー等の派遣や教職員の追加措置等、被災地の実情を踏まえた支援を行うことが重要である。

【主な取組】

※今後、以下のような項目例の具体的取組内容をさらに記述。

- いじめ、暴力行為、不登校、少年非行、自殺等に対する取組の推進（一部再掲）
- 経済的困難等により学力定着に課題を抱える子どもたちへの支援
- 離島を含めたへき地で学ぶ子どもたちへの就学支援
- 東日本大震災により被災した子どもたちに対する学習支援及び心のケアに関する支援
- 挫折や困難を抱えた子ども・若者の学び直しの機会の充実
- 高校中退者や基礎学力・社会性等に困難を有する子ども・若者及びその親への支援の充実
- 非正規労働者や早期離職者等のキャリアアップ・学び直しの取組の推進
- 教育行政と福祉・労働行政等との連携強化

成果目標 7（安全・安心な教育研究環境の確保）

子ども・若者等が安全・安心な環境において学習・研究できるようにするため、学校等施設の耐震化、防災機能強化等の教育研究環境の整備や、自らの安全を守るための能力を身に付けさせる安全教育を推進するなど学校等の安全を確保する。

【成果指標】

<主として初等中等教育関係>

- ①学校施設の耐震化率の向上
- ②避難所に指定されている学校の防災関係施設・設備の整備の推進
- ③学校管理下における事件・事故災害で負傷する児童生徒等の減少、死亡する児童生徒等のゼロ化
- ④子どもの安全対応能力の向上を図るための取組が実施されている学校の増加

<主として高等教育関係>

- ①大学等の耐震化率の向上

< 5年間にける具体的方策 >

基本施策 18 教育研究環境の整備や安全に関する教育など学校安全の確保

【基本的考え方】

- 学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の応急避難場所ともなることから、学校施設の耐震化や非構造部材を含む防災機能の強化、老朽化対策を推進する。
- また、学校においては、安全の確保を保障するとともに、児童生徒等がその生涯にわたり自らの安全を確保することのできる基礎的な素養を育成していくことが求められることから、学校安全の推進に関する計画に基づき、主体的に行動する態度を育成する防災教育等の学校安全に関する教育や学校における組織的取組の推進、地域社会、家庭との連携の強化等を図る。

【現状と課題】

- 安全・安心な教育研究環境の整備に向けて、これまでも学校施設の耐震化を推進してきたところであり、耐震化率は公立小中学校で80.3%（平成23年4月1日現在）、私立学校（幼稚園から高校）は72.5%（平成23年4月1日現在）、国立大学法人等で87.9%（平成23年5月1日現在）まで上昇するなど、年々進捗が見られる。しかし、地方公共団体によって取組状況にばらつきがあり、耐震化の完了に向けて速やかな点検及び対策の推進が必要である。
- また、学校施設の老朽化については、建築後25年以上を経過した公立小中学校施設が全保有面積の約7割、国立大学法人等施設が全保有面積の約6割（そのうち約4割が安全性等に問題のある未改善の施設）を占めている。今後、少子化が一層進展することも見据えつつ、施設の長寿命化等の対策を行っていくことが必要となっている。
- さらに、東日本大震災においても、地域住民の応急避難所や救援活動の拠点となったり、帰宅困難者や学生等を宿泊させる役割を担ったりした学校施設が多く見受けられたように、全国の公立学校の約9割が避難所に指定されている。私立学校施設についても、地域の避難所や救援活動の拠点となり、学生・生徒等や帰宅困難者を宿泊させた学校が多数にのぼった。しかしながら、避難所に指定された学校施設が必ずしも防災機能を有していない状況もあるため、学校施設の防災機能強化の計画的な整備を行うことが課題となっている。また、国立大学附属病院は、災害時における救命救急医療の拠点となることから、機能強化に向けた計画的な整備を行う必要がある。また、東日本大震災においては学校施設の非構造部材にも多大な被害が見られたことから、速やかな点検及び対策の推進が必要である。
- 学校管理下における児童生徒等の負傷や死亡事例は依然として多く、登下校中の児童生徒等が巻き込まれる痛ましい交通事故が相次いで発生している。また、先般の東日本大震災では600人以上の児童生徒等が死亡・行方不明となるなど多大な被害が生じている。
- これまでも、児童生徒等の安全を脅かす事件・事故災害に対応して、防犯を含む生活安全、交通安全、災害安全（防災）のそれぞれの領域について、学校内の施設・設備の安全点検や通学路における安全確保など安全管理のための取組を進めるとともに、避難訓練など児童生徒等自身に安全を守るための能力を身に付けさせる取組を推進してきた。引き続き、安全確保に向けた不断の取組が求められるとともに、震災の教訓を活かした防災対策が喫緊の課題となっている。
- そのため、安全管理と安全教育の両面から、科学的根拠に基づいた実証的な取組を含め、地域社会や家庭とも連携した総合的かつ効果的な学校安全施策をより一層推進していくことが必要である。

【主な取組】

※今後、以下のような項目例の具体的取組内容をさらに記述。

- 学校施設の耐震化の推進
- 学校施設の防災機能強化の推進（非構造部材の対策を含む）
- 学校施設の老朽化対策の推進
- 第3次国立大学法人等施設整備5か年計画に基づく耐震化、老朽改善整備、大学附属病院機能の充実
- 私立学校施設防災機能強化集中支援プランに基づく耐震化、防災機能の強化
- 学校安全の推進に関する計画の着実な実施
- 主体的に行動する態度を育成する防災教育など学校安全に関する教育の充実
- 学校における安全に関する組織的取組の推進
- 地域社会、家庭との連携を図った学校安全の推進 など

4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

成果目標 8（互助・共助の活力あるコミュニティの形成）

個々人の多様な学習活動の実施や参画を通じ、家庭や地域のネットワークを広げ、互助・共助の活力あるコミュニティを形成する。

特に、学校や社会教育施設等を地域の振興・再生に貢献するコミュニティの中核として位置付け、多様なネットワークや協働体制を整備し、個々人の地域社会への自律的な参画を拡大する。

【成果指標】

<初等中等教育・生涯学習関係>

- ①すべての学校区において、学校支援地域本部など学校と地域が組織的に連携・協働する体制を構築
- ②コミュニティ・スクールを全公立小中学校の1割に拡大
- ③住民等の地域社会への参画度合いの向上
 - ・地域の行事に参加している児童生徒の割合の増加
 - ・地域の学習や活動に参画する高齢者数の割合の増加
 - ・社会教育施設におけるボランティア登録者数の増加
 - ・ボランティアで学校支援や地域の課題解決活動に参画した住民の増加
- ④すべての学校、社会教育施設で運営状況の評価や情報提供を実施
- ⑤すべての市区町村に総合型地域スポーツクラブを設置
- ⑥家庭教育支援の充実
 - ・すべての小学校区で家庭教育支援に関する学習機会の確保や家庭教育支援チームによる相談対応などの家庭教育支援を実施（家庭教育支援チーム数の増加）
 - ・家庭でのコミュニケーションの状況や子どもの基本的な生活習慣の改善

<高等教育・生涯学習関係>

- ①大学における地域企業や官公庁と連携した教育プログラムの実施数の増加
- ②地域の企業等（同一県内企業又は地方公共団体）との共同研究数の増加
- ③地域課題解決のための教育プログラム（短期プログラム、履修証明等）の増加
- ④震災ボランティアを含めた地域における学生ボランティアに対する大学等の支援状況の向上
- ⑤地域に向けた公開講座数や大学開放の状況の向上（体育館、図書館等）

＜5年間における具体的方策＞

基本施策19 活力あるコミュニティ形成と絆づくりに向けた学習環境・協働体制の整備の推進

【基本的考え方】

- 活力あるコミュニティが人々の学習を支え、生き抜く力をともに培い、人々の学習がコミュニティを形成・活性化させるという好循環の確立に向けて、学校や公民館等を拠点とした多様な人々のネットワーク・協働体制を確立する必要がある。
- このため、全ての学校区において、学校と地域が連携・協働する取組が展開されることを目指し、社会全体で学校や子どもたちの活動を支援する取組や地域とともにある学校づくりを推進する。また、学校や公民館等の社会教育施設をはじめとする学びの場を核にした地域コミュニティの形成を目指した取組を推進する。

【現状と課題】

- これまで、学校と地域との連携・協働を推進する取組への支援を行ってきており、学校支援地域本部（全国2, 659本部設置）や放課後子ども教室（全国市町村9, 733教室）、コミュニティ・スクール（全国1, 183校）などの取組が着実に展開し、子どもたちの教育環境を改善するのみならず、地域住民の間の絆をより強く結びつけ、活力あるコミュニティを形成することにつながっている。東日本大震災の被災地においても、学校支援地域本部等の取組をはじめとして、普段から学校と地域の連携・協力体制を構築していた地域では、避難所運営が円滑に進められたとの報告もある。
- しかしながら、地域によって取組状況には差が見られ、未だ全国に普及するには至っていない。
- また、公民館等の社会教育施設においても、様々な学習活動を通じて、主体的にコミュニティの形成に参画するという市民意識を涵養し、自立したコミュニティの形成につなげていくような取組が一部で進められている。
- このような「学びの場」を拠点として、活力あるコミュニティの形成と、地域社会における住民の間の絆づくりを進める取組について、それぞれの地域や学校・社会教育施設の実態にも応じつつ、他の政策分野との連携も図りながら質の向上を図るとともに、さらに広く普及していく必要がある。

【主な取組】

※今後、以下のような項目例の具体的取組内容をさらに記述。

- 地域とともにある学校づくりの推進
- 社会全体で学校や子どもたちの活動を支援する取組の推進、
- 学びの場を核にした地域コミュニティ形成の取組の推進
- 学校施設の複合化の推進、余裕教室の活用の推進
- 地方の主体性、創意工夫が活かされる教育行政体制の確立（後掲）
- 地域・社会や産業界と連携・協働した子どもの学びの支援の推進
- 地域参画・社会貢献に関する学習の推進（再掲）
- 地域の学びを支える人材の育成・活用の支援
- 活力あるコミュニティ形成や絆づくりに関わる様々な主体の連携・協働を進めるための社会教育行政体制の確立（後掲）
- 社会教育施設の質の向上の推進（後掲）
- 現代的課題や地域の抱える課題に取り組む公民館等の振興（再掲）
- スポーツ基本計画に基づくコミュニティの核となる地域のスポーツクラブの育成
- 地域の中核となる劇場、音楽堂等の活動への支援

基本施策20 地域社会再生のためのCOC構想の推進

【基本的考え方】

- 地域コミュニティにおける大学は、様々な人材や情報・技術が集まる中核的存在（Center of Community）である。大学等が有する様々な資源を活用して、地域が直面している様々な課題解決に取り組むことにより、教育研究機能の向上に資するとともに、地域の活性化にもつながることから、このような活動に対し、一層の支援を行う。

【現状と課題】

- 従来より、大学と地域の間では様々な連携が行われてきたが、地域と大学教員の個人的な関係に基づいたものも多い。しかしながら、多様化・複雑化する地域の課題に対応していくためには、個別の教員単独ではなく、大学が有する様々な資源を有機的に結合して、大学が組織として地域と連携していくことが求められている。
- また、地域で生じている現実的な課題解決に参加する経験を通じて、学生が実践的な力を育むとともに、より強いモチベーションで学修に臨む効果も期待される。
- さらに、大学で行われている様々な教育研究活動の中には、その意義や必要性が伝わりにくい、あるいは、社会の課題解決に十分貢献できていない分野もある。地域に根差す大学として、地域住民から理解を得るためにも、大学における教育研究活動をより実践的なものとし、大学が地域や社会の現実的な課題解決に積極的に取り組むことが必要である。

【主な取組】

※今後、以下のような項目例の具体的取組内容をさらに記述。

- 大学等が教育研究活動やその成果を通じて地域振興・再生に貢献する
 - ・ 大学や学生が参加した地域活性化策（街づくり、商店街活性化、地域の子ども活動支援等）
 - ・ 自治体と連携した公開講座等の開設による地域を担う人材のスキルアップ（地域防災や環境保全など、地域が求める人材育成に資する公開講座、生涯学習系センターの活用等）
 - ・ 地域の企業等のニーズに対応した産学官連携の取組（地域産業への技術的助言、研究成果の提供、受諾研究・共同研究の実施等）
 - ・ 社会人のキャリアアップ、学び直しニーズに対応した教育機会の提供（社会人向けの夜間大学院の開設、履修証明プログラムを活用した高度専門人材の育成、結婚や出産で退職した教員や看護師等の職場復帰支援等）
 - ・ 東日本大震災等の大規模災害に関する大学等による復興支援の取組支援
 - ・ 地域社会再生の核となる私立大学に対する、私学助成による支援

基本施策2-1 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実

【基本的考え方】

- 基本施策1-9と相俟って、家庭教育が地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で行われるよう、親子の育ちを応援する学習機会の充実を図るとともに、コミュニティの協働による家庭教育支援の充実を図る。
- また、多様化する家庭が抱える様々な課題に対応した家庭教育支援の充実が図られるよう、課題を抱える家庭への学校と連携した支援の仕組みづくりを推進する。

【現状と課題】

- 現在、多くの家庭が家庭教育に努力している一方で、家庭環境の多様化や地域社会の変化などを背景として、親子の育ちを支える人間関係が弱まり、子どもの社会性や自立心などの育ちに課題が生じるなど、家庭教育が困難な社会となっている。
- これまで、家庭教育に関する情報や学習機会の提供、各地域の子育て経験者を中心とする支援人材の養成、家庭教育支援チーム（全国278チーム）の組織化等、また、子どもの生活習慣づくりとして、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進してきている。
- しかしながら、講座の内容やチーム型支援の取組など、家庭教育支援の取組状況は地域により差があり、子どもの誕生から自立までの切れ目のない支援、孤立しがちな家庭に対する届ける支援（アウトリーチ）の取組や困難な課題を持つ家庭に対する福祉等と連携した支援、また、子どもの成長発達を支える多様な世代や主体が関わり合う社会の実現などは未だ不十分である。
- このため、発達段階に伴う家庭教育の課題の変化に応じた親の育ちを応援することや、子育て家庭のネットワークと支援のネットワークを広げる地域の取組の活性化、また児童虐待の発生予防などの社会的課題に対応した支援の充実などが求められている。
- 以上のように、親の主体性を尊重した学びの支援により、支援の循環を生み出すとともに、子どもの育ちを支える学校や地域の関係者との協働による教育支援活動を推進し、子育て家庭を支える地域コミュニティの創造を図っていくことが必要である。

【主な取組】

※今後、以下のような項目例の具体的取組内容をさらに記述。

- 親の主体的な学びを応援する学習機会の充実
- コミュニティの協働による家庭教育支援チーム型支援の推進
- 子どもから大人までの生活習慣づくりの推進

Ⅱ 4つの基本的方向性を支える環境整備

基本施策22 現場重視の学校運営・地方教育行政の改革

【基本的考え方】

- 基本施策19に掲げた活力あるコミュニティ形成の観点も踏まえ、地域の意見や力を学校運営に生かすとともに学校や地域活性化の拠点として位置付け、学校のことは学校自身が地域住民や保護者の意向を踏まえ決定することを原則に地方教育行政の改革を行う。
その際、政治的中立性、継続性・安定性を引き続き確保することや、国の責任で全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を行うことに留意しつつ、より現場に近いところへと権限を委譲する方向とする。
- まずは、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の更なる普及促進を図るなど「地域とともにある学校づくり」や教育委員会の活性化等の取組を推進する。
- 併せて、学校評価の推進とその結果に基づく学校運営の改善など、学校の組織運営体制の確立に受けた積極的な取組を推進する。

【現状と課題】

- 社会の変化に伴い、多様化・複雑化するニーズに対応し、創意あふれる教育を実現していくためには、学校が、生徒・保護者の要請や地域の状況に応じた教育を主体的に行うことができるような地方教育行政へと転換していくことが求められている。
これまで、教育委員会による学校の裁量拡大の取組や首長との連携、コミュニティ・スクールの設置や点検・評価実施等の割合が着実に増加するなど全体として一定の進捗を実現している。その一方で、保護者や地域住民の意向が十分反映されていない、権限と責任の所在が不明確などの課題が指摘されている。また、コミュニティ・スクールについては、1,183校（平成24年4月1日現在）で取り組まれているものの、目標とする公立小中学校の1割（約3,000校）での導入を目指して引き続き推進する必要がある。
- このため、基本施策19に掲げる学校と地域の連携協力体制の推進・充実に加え、地方教育行政の在り方について、更なる現場重視の視点に立った改革が必要である。

【主な取組】

※今後、以下のような項目例の具体的取組内容をさらに記述。

- 地方の主体性、創意工夫が活かされる教育行政体制の確立
- 地域とともにある学校づくりの推進（再掲）
- 地域・社会や産業界と連携・協働した子どもの学びの支援の推進（再掲）

基本施策 2 3 きめ細かで質の高い教育に対応するための教職員体制等の整備

【基本的考え方】

- 知識基盤社会、グローバル化社会を生き抜く人材を育成し、学校が抱える課題や期待に対応するために、きめ細かで質の高い教育を支える条件整備が必要である。とりわけ、教員が一人一人の子どもに向き合える環境づくりの観点から、教育の質の向上につながる教職員配置の適正化が重要となる。

こうした観点から少人数学級の推進とともに、特別支援教育、小学校における専科指導、教育格差解消のための学習支援など教育上の様々な課題に対応できるような教職員配置の適正化について、効果検証を行いつつ、地方の自主的な取組の進捗状況や、国・地方の財政状況を十分勘案しながら、計画的な教職員定数改善を検討する。

あわせて、教員の大量退職に伴う採用倍率の低下の下で、近年の非正規教員の増加傾向に歯止めをかけるとともに、質の高い教員を確保する方策について検討する。

【現状と課題】

- 現在の教育現場では以下のような様々な課題を抱えており、学校・家庭・地域の連携促進を含め子ども一人一人にきめ細かに対応できる教職員体制の整備が必要である。
 - ・近年の地域社会・家庭生活の変化により、地域や家庭での教育が難しくなっており、子どもたちの基本的な生活習慣、規範意識、学習意欲・態度などに課題が見られる。また、特別支援教育の対象となる児童生徒や指導が困難な児童生徒も増加しており、かつてないほど学校の負担は増大している。
 - ・家庭の経済状況の格差が学力に影響を及ぼしているとの指摘もあり、世代を超えた格差の再生産・固定化を招かないよう、とりわけ義務教育段階では「学びのセーフティネット」を構築することが必要である。
 - ・これからの社会を生き抜く子どもたちに自ら課題を発見し解決する力、コミュニケーション能力、物事を多様な観点から考察する力などを身に付けさせるよう、双方向・協働型の新しい学びへと授業を変革していくことが必要である。
- 近年、正規の教員採用選考を経ない臨時的任用の教員など非正規教員の割合（平成23年度：16.0%）が増加傾向にあり、抑制することが求められている。一方、教員の大量退職、大量採用に伴う採用倍率の低下の下で、教員の質を確保することが求められている。

【主な取組】

※今後、以下のような項目例の具体的な取組内容をさらに記述。

- 学級規模及び教職員配置の適正化（少人数学級の推進や、特別支援教育、小学校における専科指導、教育格差解消のための学習支援など教育上の様々な課題に対応）及び外部人材の活用促進の検討、その結果に基づく措置
- 計画的な教職員定数改善の在り方の検討、その結果に基づく必要な措置
- 質の高い教員を確保する方策の検討

基本施策 2.4 良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備

【基本的考え方】

- 新学習指導要領の着実な実施を図り、良好で質の高い学びを実現する教育環境を確保するため、学習活動への適応性、エコスクール化、バリアフリー化、地域の生涯学習の拠点や地域に開かれた学校とすること等に配慮した施設整備が計画的に行われるよう促進する。
- さらに、計画的な教材の整備や観察・実験、実習等の教育活動を充実させるための施設・設備の整備、協働型・双方向型の授業革新や校務効率化に向けたICT環境の整備や「学校図書館図書整備5か年計画」等に基づく学校図書館の整備の充実等を図る。

【現状と課題】

- 建築後25年以上を経過した公立小中学校施設が保有面積の約7割を占めており、今後、少子化が一層進展することも見据えつつ、施設の長寿命化等の対策を行っていくことにより、良好な教育環境の整備を推進する必要がある。また、協働的な学びや課題探求型の学びなどを通じて、思考力・判断力・表現力等や学ぶ意欲を育成するため、ICT環境の整備や観察、実験等を円滑に実施できる教育環境の整備が必要である。さらに、社会全体で子どもたちを育む取組が進む中で、地域の生涯学習の拠点づくりの観点にも配慮した施設整備が必要である。
加えて、地球温暖化対策のための二酸化炭素排出量の削減や省エネルギー化が必要とされる中で関係省庁と連携しつつ公共施設の約4割を占める公立学校施設におけるエコスクールの推進、温かみと潤いのある木材の活用が必要である。なお、教育環境の整備に当たっては障害のある子どもへの配慮に留意する必要がある。
- 「学校図書館図書整備5か年計画」の実施により、学校図書館における図書の整備については、一定の進捗が見られるものの未だ十分でない状況にあり、本と子どもをつなぐ人的体制の整備も一層の充実を図る必要がある。また、新学習指導要領の円滑な実施のため平成23年度に教材整備指針を示しており、各自治体において計画的に教材の整備を進めていくことが課題となっている。

【主な取組】

※今後、以下のような項目例の具体的取組内容をさらに記述。

- 学校施設の老朽化対策の推進（再掲）
- エコスクールの推進、木材利用の推進
- 障害のある子どもが十分に教育を受けることができるための基礎となる環境整備
- 学校施設の複合化の推進、余裕教室の活用の推進（再掲）
- 教材の整備の推進
- 観察・実験、実習等の教育活動を充実させるための設備整備の推進
- ICT環境整備の促進
- 学校図書館の整備の推進

基本施策25 大学ガバナンスの機能強化

【基本的考え方】

- 各大学が学生・地域・社会のニーズに沿った質の高い大学教育を行うために、学長や理事長のリーダーシップの確立に向けた環境整備や、評価に基づく資源の再配分等の各学校法人・大学のガバナンス機能の強化に向けた必要な支援を実施する。

【現状と課題】

- 各大学が、大学・学部に与えられたミッションを果たし、社会からの要請に的確かつ機動的に対応していくためには、学長・理事長のリーダーシップによる迅速な意識決定などが不可欠である。
- このような観点から、これまでも、国立大学の法人化や関係法令改正等により、学長の権限拡大等の基盤の整備を図ってきたところであり、各大学においても学長の経営方針に沿った教育研究の実現を目指した学長裁量経費や学長裁量定員の導入等の取組が行われている。
- しかし、例えば学長のリーダーシップを支える体制強化、監事・監査制度の強化、教育研究の状況や財務諸表等の適切な情報提供など、組織運営や情報公開などの面において、未だ課題が残るとの指摘もあり、一層の改革強化に向けた支援が必要である。

【主な取組】

※今後、以下のような項目例の具体的取組内容をさらに記述。

- 柔軟な人事・会計・給与・雇用システムによる積極的経営の促進
- 学長のリーダーシップの下、迅速な意思決定を可能とする組織運営の確立
- 私学助成のメリハリある配分によるガバナンス強化
- 学校法人の財務情報の積極的な公開の促進

基本施策26 大学の機能強化、機能別分化の推進

【基本的考え方】

- 高等教育のユニバーサル段階にあつては、学習者の様々な需要に的確に対応するため、大学が機能別に分化しながら、自らの個性・特色を明確化し、それを発揮するための改革を進めることが必要である。
- また、各大学がそれらの機能等を大学間のネットワークを通じて相互に利用することは、全体として多様かつ高度な教育研究活動が展開されることに資するため、多様な制度的選択肢の整備等を通じて、地域別・機能別の大学群の形成、大学・学部の枠を越えた連携・再編成等の促進を図るなど、機能強化、機能別分化に向けた大学改革を推進する。

【現状と課題】

- 大学改革の課題は多様であり、大学における人材育成のビジョンづくり、グローバル人材の育成、入学から卒業までの学力担保等の質保証など、大競争時代における国際競争力の強化に加えて、少子化時代における持続可能な経営を目指した足腰の強化・合理化、財政危機における効率的な経営努力など、国公立大学を通じて検討すべき課題が少なからずある。
- それとともに、文部科学大臣が定める中期目標に基づき、運営費交付金の措置を受けて運営される国立大学の機能を抜本的に強化することも、大学改革の最重要課題の一つである。
- そのような状況において必要となる大学の機能強化、機能別分化については、一定の進展が見られているが、未だ大学の多様な教育研究活動の状況を国内外の様々な者に分かりやすく発信する仕組みが確立されていない。
- このため、各大学の強み・特色を始めとする教育情報が関係者間で広く共有される仕組みづくり、各大学の強み・特色を伸ばす多様な評価の在り方など、機能強化、機能別分化に向けた各大学における創意工夫ある取組を支援する種々の方策を講じ、一層促進する必要がある。
- さらに国立大学の機能強化等のため、大学・学部の設置目的を明確化し、公的教育機関としての設置目的・特色を明らかにするとともに、設置形態を越えたそれぞれの強み・特色を活かした大学の枠・学部の枠を越えた再編成等の在り方を検討する必要がある。

【主な取組】

※今後、以下のような項目例の具体的取組内容をさらに記述。

- 大学情報の公表徹底、評価制度の見直し、客観的評価指標の開発（再掲）
- 国立大学・学部のミッションの再定義
- 多様な制度的選択肢の整備（国内大学と海外大学の本格的連携、一法人複数大学（アンブレラ方式）、国公立大学等の共同による教育研究組織の設置）
- 建学の精神、特色を生かした私立大学教育研究活性化の促進・支援
- 設置形態を超え、分野や地域に応じて大学間が相互に連携し、共同の教育・質保証システムの構築を行う優れた取組を選定し、重点的に支援

基本施策 2 7 大学等の財政基盤の強化と個性・特色に応じた施設整備

【基本的考え方】

- 大学等が、それぞれの個性や特色を発揮し、使命と役割を果たしていくためには、財政基盤の強化や戦略的な施設整備など、ソフト・ハード両面の充実を行っていくことが不可欠。
- 大学の財政基盤の強化については、国立大学運営費交付金や私学助成など基盤的経費の充実を図るとともに、基本施策 2 6 の機能別分化等を踏まえ、「きらりと光る」教育研究拠点への重点支援など一層明確でメリハリある配分を行う。
- また、欧米諸国に比べて、我が国の高等教育における公費負担割合が低く私費負担割合が高いという指摘もあること、各大学の予算に占める民間資金の割合が低いこと、近年の厳しい経済情勢等も踏まえ、基盤的経費の確保・充実に加え、寄附金収入その他の民間資金を自主的・積極的に調達するための環境をより一層整備する。
- 国立大学法人等の戦略的な施設整備については、卓越した教育研究拠点の形成や大学附属病院機能の充実等の大学の機能強化・機能別分化の推進につながる施設整備について推進を図る。

【現状と課題】

- 大学等の財政や施設等の基盤整備は、各大学等が継続的・安定的に教育研究活動を実施するための、また、それぞれの個性や特色を発揮する際の基盤である。
- 大学の財政基盤に関し、国立大学運営費交付金や私学助成など基盤的経費は、各大学が継続的・安定的に教育研究活動を実施するために不可欠な予算。
- 私立大学等については、学生の 75% を受入れ、その特色発揮・質的充実は重要な課題であるが、私立大学等に対する私学助成（経常費補助）は、経常費総額の 10.7%（平成 22 年度）の補助にとどまっている。私立大学等の教育条件の向上や学生の就学上の経済的負担の軽減等を図る上で、公財政支援の充実が必要。
- さらに、各大学において、国際競争力強化、専門分野人材養成の充実、地域貢献の充実等の政策目的を推進するためには、大学関係予算の重点的な支援が必要である。
- また、各大学の財政基盤については、外部資金の活用等による強化が図られているものの、欧米諸国に比べ、民間資金の法人予算に占める割合は未だ低い。そのため、基盤的経費の確保・充実に加え、各大学法人が寄附金収入その他の民間資金を自主的・積極的に調達するための環境をより一層整備することにより、教育研究の振興を図るための確固たる財政基盤を構築することが必要。
- 各国立大学法人等の強み・特色が最大限発揮されるよう、世界水準の優れた教育研究成果を生み出す拠点の形成や国立大学附属病院の再生整備など、大学の機能強化・機能別分化の推進につながる施設整備について推進を図ることが必要である。
- これらの施設整備を推進するに当たっては、国立大学法人等による既存施設の有効活用などの施設マネジメントや多様な財源の活用への取組を一層促すことが必要である。
- また、私立大学等についても、大学の建学の精神や特色を生かした教育研究、地域に根ざした教育研究を実施したり、経営戦略に基づく研究拠点の形成等を行うことにより、各大学の機能別分化を促進するとともに、教育研究活動の活性化等を図るため、施設・設備の整備を推進し、良好な教育研究環境の充実・確保を図る必要がある。

【主な取組】

※今後、以下のような項目例の具体的取組内容をさらに記述。

- 基盤的経費の確保・充実とメリハリある配分
- 競争的な資金経費によるインセンティブの強化・先進的取組みの促進
- 学生の経済的負担の軽減
- 大学の教育研究費等への民間資金導入促進策の検討
- 税額控除の要件の見直し等の寄附税制の拡充
- 税額控除制度の普及啓発や、先進事例の紹介等を通じた大学に対する寄附の促進
(税額控除制度を活用した私立学校への寄附促進アクションプランの実施)
- 卓越した教育研究拠点の形成、大学付属病院機能の充実等の機能強化・機能別分化に対応した施設の整備・質的向上
- 私立大学における教育研究施設・設備整備の充実
- 私立学校施設防災機能強化集中支援プランに基づく耐震化、防災機能の強化

基本施策28 私立学校の振興

【基本的考え方】

- 我が国教育の大きな特徴は、私立学校が建学の精神に基づく多様な人材育成や特色ある教育研究を展開し、公教育の大きな部分を担っていることであり、私立学校の振興は決定的に重要。
- 特に、高等教育段階では私立学校が学生全体の75%を占めているため、私立大学の自主的な努力により高い質が確保されることが必要。
- このため、私学助成の基盤的経費としての基本性格を踏まえた上で支援の充実を図りつつ、私立学校の特色の発揮と質的充実に向けた支援及びメリハリある配分を強化する。併せて、寄附金収入その他の民間資金を自主的・積極的に調達するための環境を整備する。
- また、各学校法人が、経営環境の厳しい中、経営状況を的確に分析し、自主的な早期の経営判断を行うよう必要な支援を実施する。
- 同時に、教学・経営の両面から質保証を徹底推進する一貫したシステムを確立し、大学全体の質の向上を図る。

【現状と課題】

- 私立学校については、建学の精神に基づく多様で特色ある教育を展開し、我が国の公教育の大きな部分を担っており、その教育条件の向上、幼児・児童生徒・学生の経済的負担の軽減等のため、私学助成をはじめとする財政支援、寄附税制の整備、経営相談・経営指導等、各般にわたる支援の充実が重要。
- 特に、高等教育段階で学生の75%を受け入れている私立学校については、厚みのある人材層を育成するために、その特色の発揮・質的充実が喫緊の重要課題である。
- 私立大学等への私学助成（経常費補助）は、経常費総額の10.7%（平成22年度）の補助にとどまっている。公財政支援の充実とともに、私立学校の質的充実に向けたメリハリある配分を強化することが必要。その際、建学の精神や特色を生かした教育研究、地域に根ざした教育研究の実施、経営戦略に基づく研究拠点の形成等により、各大学の機能別分化を促進する必要がある。また、教育研究活動の活性化等を図るため、施設・設備の整備を推進し、教育研究環境の充実を図る必要がある。
- また、基盤的経費の確保・充実に加え、各私立学校が寄附金その他の民間資金を自主的・積極的に調達するための環境をより一層整備することにより、教育研究の振興を図るための多様かつ確個とした財政基盤を構築することが必要である。
- 大学における質保証の徹底推進を図るため、教学の質の保証について、設置基準の明確化や設置審査の高度化等による一貫したシステムを確立し、その質を確実に保証する。また、私立大学の経営面について、経営上の課題を抱える学校法人について、経営状況の詳細な分析や実地調査の機能強化等を通じ、早期の経営判断を促進するシステムを確立する。

【主な取組】

※今後、以下のような項目例の具体的取組内容をさらに記述。

- 基盤的経費の確保・充実とメリハリある配分
- 建学の精神、特色を生かした私立学校の教育研究活性化の促進・支援
- 私立学校における教育研究施設・設備整備の充実
- 私立学校施設防災機能強化集中支援プランに基づく耐震化、防災機能の強化（再掲）
- 私立学校の教育研究費等への民間資金導入促進策の検討
- 税額控除の要件の見直し等の寄附税制の拡充
- 税額控除制度の普及啓発や、先進事例の紹介等を通じた大学に対する寄附の促進
（税額控除制度を活用した私立学校への寄附促進アクションプランの実施）
- 幼児、児童生徒・学生の経済的負担の軽減
- 経営相談や経営分析を通じた指導・助言の充実
- 学校法人会計基準の見直し
- 学校法人の財務情報の積極的な公開の促進（再掲）

基本施策 2 9 社会教育推進体制の強化

【基本的考え方】

- 地域における学習活動を、活力あるコミュニティ形成と絆づくりをはじめとする課題に、より積極的に対応できるものとするのが重要である。
- このため、社会教育行政が、学校教育や家庭教育、まちづくり、福祉等の行政部局や、民間団体、大学等の多様な主体とも積極的に連携・協働するための環境整備を図るとともに、地域の学びを支える人材を育て、地域の学びの場をより質の高いものにするための取組を推進する。

【現状と課題】

- 近年、地域主権の進展や「新しい公共」の理念が広がりを見せ、東日本大震災以後、地域の絆の再構築が強く求められる中で、これらの基盤となる人づくりがより重要になっている。
- 様々な学習活動を通じて、地域のコミュニティづくりを住民が自ら能動的に行っていくという機運と市民意識を醸成し、住民の間の絆を築いていくことのできる社会教育が、このような人づくりの役割をより積極的に果たすことが期待される。
- しかしながら、地方公共団体の財政状況の悪化や行財政改革の取組も相まって、地方公共団体の社会教育関係予算・職員は全体として減少する傾向にある（社会教育費：25,608億円（平成11年）→17,110億円（平成20年）、社会教育主事：6,035人（平成11年）→3,004人（平成20年））。
- 他方で、社会教育行政以外の部局においても、それぞれの分野における普及・啓発、人材育成事業が活発に展開されるとともに、民間教育事業者や大学等による活動も活発化しており、これらの活動と連携・協働することで、学習活動を地域のコミュニティづくりにより強く結びつけていくことのできる素地が生まれている。
- こうした状況の変化に対応できるよう、人材や施設、行政体制をはじめ、これまでの社会教育の在り方を見つめなおし、その推進体制を一層強化していく必要がある。

【主な取組】

※今後、以下のような項目例の具体的取組内容をさらに記述。

- 活力あるコミュニティ形成や絆づくりに関わる様々な主体の連携・協働を進めるための社会教育行政体制の確立
- 社会教育施設の質の向上の推進
- 現代的課題や地域の抱える課題に取り組む公民館等の振興（再掲）
- 地域の学びを支える人材の育成・活用の支援（再掲）

基本施策 1 8 教育研究環境の整備や安全に関する教育など学校安全の確保（再掲）

Ⅲ 東日本大震災からの復旧・復興支援

【基本的考え方】

- 一刻も早い被災地の復旧・復興に向け、被災地のニーズを十分に踏まえつつ、安全・安心な学びの場の確保や就学支援、心のケアなど、中長期的に切れ目のない支援を行う。
- 被災地の創造的復興のために、教育機関が拠点となって、「学校からのまちづくり」の推進や復興を担う人材の育成、大学や研究所等を活用した地域の再生などを推進する。
- 東日本大震災の経験を踏まえ、困難な状況に直面した際に自ら考え判断し行動する力や、困難に立ち向かうために周りの人々と協力し合う力などを育む教育の推進が必要であり、被災地からの未来型の教育モデルづくりや防災教育を促進し、被災地だけでなく全国的に共有していく。

【現状と課題】

- 文部科学省としては、「東日本大震災からの復興の基本方針」等に基づき、学校施設等の復旧、子どもたちへの就学支援や心のケア、校庭等における放射性物質の除染や学校給食の安全・安心の確保、大学等を活用した地域の再生などに取り組んできたところ。
- 一方で、津波等の甚大な被害を受けた地域では、地域の復興計画等を踏まえて学校施設の復旧について検討を行うこととなるため、学校施設の復旧に時間を要し、特別教室の利用の制約など児童生徒の教育活動に未だ影響が生じている。
- 原子力災害の被害を受けた地域では、未だ警戒区域等が解除されず、放射線量が高いことなどにより、学校施設の復旧に目処が立たなかったり、屋外活動に支障が生じている学校もある。
- 大学やNPO、ボランティア、地域住民等の学校に限られない多様な主体による、被災地からの未来へ向けた教育実践の芽が生まれてきている。このような創造的復興教育を促進し、全国に広げていくことが課題。
- また、児童生徒が自ら危険を予測し、回避することで被害を最小限に抑えることができた学校もあることから、このような主体的に行動する態度を育成する防災教育を全国的に広げていくことが必要である。

【主な取組】

※今後、以下のような項目例の具体的取組内容をさらに記述。

（主に初等中等教育段階）

- 地域コミュニティの拠点である学校施設の再生による「学校からのまちづくり」の推進
- 東日本大震災により被災した子ども・若者への就学支援（基本施策16の再掲）
- 東日本大震災の経験を踏まえた未来に向かうための復興教育の推進（基本施策2の再掲）
- 東日本大震災により被災した子どもたちに対する学習支援及び心のケアに関する支援（基本施策17の再掲）
- 主体的に行動する態度を育成する防災教育など学校安全に関する教育の充実（基本施策18の再掲）

（主に高等教育段階）

- 被災地の大学等における地域復興のセンター的機能の整備支援

（生涯の各段階）

- 学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援
- 専修学校における復興を担う専門人材育成

(参考) 現状データ

成果目標 1 (生きる力の確実な育成) 関連

(確かな学力)

① PISA調査における平均得点と習熟度レベル

- ・平均得点の順位
 - 【読解力】 8/65 位 (上位グループ)
 - 【数リ】 9/65 位 (OECD平均より高得点グループ)
 - 【科リ】 5/65 位 (上位グループ)
 - ・「習熟度レベル5以上」の割合 (各リテラシー上位3国・地域と比較)
 - 【読解力】 13.4% (上海19.4%、韓国12.9%、フィンランド14.5%)
 - 【数リ】 20.9% (上海50.4%、シンガポール35.6%、香港30.7%)
 - 【科リ】 16.2% (上海24.3%、フィンランド18.7%、香港16.2%)
 - ・「習熟度レベル1以下」の割合 (各リテラシー上位3国・地域と比較)
 - 【読解力】 13.6% (上海4.1%、韓国5.8%、フィンランド8.1%)
 - 【数リ】 12.5% (上海4.8%、シンガポール9.8%、香港8.8%)
 - 【科リ】 10.7% (上海3.2%、フィンランド6.0%、香港6.6%)
- (PISA2009 (H21))

② 学習意欲、学習習慣

- ・授業の内容がよく分かると思う児童生徒の割合 -
 - 【小学校】 国語：82.3%、算数：78.2%
 - 【中学校】 国語：70.3%、数学：66.3%
 - ・勉強が好きだと思う児童生徒の割合
 - 【小学校】 国語：62.4%、算数：64.0%
 - 【中学校】 国語：57.0%、数：54.0%
 - ・授業時間以外に全く勉強しない児童生徒の割合
 - 【小学校】 平日3.8%、休日11.0%
 - 【中学校】 平日6.9%、休日13.0%
 - ・教科学習が将来社会に出たときに役に立つと思う児童生徒等の割合
 - 【小学校】 国：87.3%、算：89.1%
 - 【中学校】 国：80.4%、数：67.6%
- (H22全国学力・学習状況調査。小学校は小学6年生、中学校は中学3年生の数値。同調査について以下同じ。)

③個別の指導計画・教育支援計画の作成率

・個別の指導計画

【幼稚園】 40.1%、【小学校】 89.6%

【中学校】 79.0%、【高等学校】 19.9%

・個別の教育支援計画

【幼稚園】 30.9%、【小学校】 70.6%

【中学校】 63.7%、【高等学校】 17.7%

(特別支援教育体制整備状況調査 (H23))

(豊かな心)

①豊かな心

- ・学校のきまりを守っている児童生徒の割合
【小学校】 89.1%、【中学校】 89.7%
- ・自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合
【小学校】 74.5%、【中学校】 63.3%
- ・人の気持ちが分かる人間になりたいと思う児童生徒の割合
【小学校】 92.0%、【中学校】 92.7%
- ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合
【小学校】 86.8%、【中学校】 71.6%
(全国学力・学習状況調査 (H22))
- ・地域社会などでボランティア活動等に参加している児童生徒の割合
【小学校】 41.1%、【中学校】 30.6%
(内閣府調査 (H19))

(健やかな体)

①子どもの体力

- ・小学校男子 (11歳) 50m走 : 8.82秒 (S60 : 8.75秒)
- ・小学校女子 (11歳) ソフトボール投げ : 17.45m (S60 : 20.52m)
(H22体力・運動能力調査)

成果目標 2 (課題探求能力の修得) 関連

①学修時間

- 1日あたりの学修時間(授業、授業関連の学修、卒論): 4.6時間
(東京大学大学経営政策研究センター(CRUMP)『全国大学生調査』2007(H19))

②学修支援環境

③教学システム

- GPAによる成績判定の実施: 49%、全授業科目のシラバス作成: 96%、FDの実施: 80%(文部科学省調べ(H21))

④大学教育への評価

- 能力を身に付けるために大学の授業が役に立っていると回答する学生の割合
【論理的に文章を書く力】42.9%、
【人にわかりやすく話す力】37.8%、
【外国語の力】36.2%(『全国大学生調査』2007(H19))
- 学校生活に満足する(した)青年の割合(18-24歳):
85.1%(第8回世界青年意識調査(H21))
- 大学は「世界に通用する人材を育てることができている」と回答する国民の割合:
26%(できていない:63%)、
- 「企業や社会が求める人材を育てることができている」と回答する国民の割合:
25%(できていない:64%)
(朝日新聞社「教育」をテーマにした「全国世論調査」(H23.1.1【18面】))

②多様な学生

- 25歳以上の学士課程への入学者の割合: 1.7%(OECD平均:22.0%)
(OECD教育データベース、文部科学省調べ)
- 大学における障害のある学生の在籍率: 0.31%
(日本学生支援機構『大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査』(H23))

成果目標3（生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の修得）関連

①生涯学習を行う人の割合

- ・この1年間に教養的なもの（文学、歴史、科学、語学、社会問題など）について学習を行った人の割合：10.2%（H20）
（生涯学習に関する世論調査（H20））

②体験活動・読書活動

- ・体験活動を行う児童生徒等の数

学校以外の公的機関や民間団体等が行う自然体験活動に関する行事に参加した子ども（小学校1年生～6年生）の割合：51.7%

地域社会などでボランティア活動などに参加している児童生徒の割合の増加：

【小学校】41.1%、【中学校】30.6%（内閣府調査（H19））

- ・青少年の体験活動の奨励に関する仕組みに参加して活動している青少年の数
- ・全校一斉の読書活動を実施している学校の割合：
【小学校】96.2%、【中学校】87.5%
- ・市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定率：53.8%

③学習成果の活用状況

- ・仕事や就職の上で生かしている：33.6%
- ・地域や社会での活動に生かしている：17.2%（生涯学習に関する世論調査（H20））

④民間教育事業者等における情報公開・自己評価等の割合

- ・自己評価を実施している民間検定事業者の割合

受検者が1万人以上の民間検定試験を実施している事業者等のうち、自己評価を実施した事業者の割合：31%（文部科学省調べ（H23））

成果目標 4 (社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等) 関連

①児童生徒の進路に向けた意識の向上

- ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合
【小学校】 86.8%、【中学校】 71.6%
- ・教科学習が将来社会に出たときに役に立つと思う児童生徒の割合
(国語) 【小学校】 87.3%、【中学校】 80.4%
(算数・数学) 【小学校】 89.1%、【中学校】 67.6%
(H22全国学力・学習状況調査)

②雇用状況改善への取組

・職場体験・インターンシップ

職場体験・インターンシップの各学校における実施率

- 【中学校】 97.1% (国立教育政策研究所調べ (H22))
- 【高等学校 (全日制・普通科)】 67.4% (国立教育政策研究所調べ (H22))
- 【大学】 67.7%、【短大】 43.6%、【高等専門学校】 100%
(子ども・若者白書 (H23))
- 【専修学校】 36.0% (文部科学省調べ (H19))

インターンシップの体験者数の割合

- 【高等学校 (全日制・普通科)】 17.3% (国立教育政策研究所調べ (H22))
- 【大学】 1.8%、【短大】 3.0%、【高等専門学校】 14.6%
(文部科学省調べ、子ども・若者白書 (H23))

・PBL

・社会人受け入れ等

受け入れ実績: 【大学院】 18,432人、【大学】 12,399人、

【短大】 2,990人、【専修学校】 59,824人 (H21実績: 文部科学省調べ)

履修証明プログラムの開設: ※専修学校における履修証明の交付についてはH24調査中

社会人対象の教育コース: ※専修学校における社会人対象の教育コースについてはH24調査中

・大学におけるキャリアカウンセラーの配置割合: 62.8%

(就職問題懇談会調べ (H23))

・就職支援に関する学内組織の設置割合: 96.6% (日本学生支援機構調べ (H22))

成果目標5（社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成）関連

（社会をリードする人材関係）

① PISA調査における平均得点と習熟度レベル

- ・平均得点の順位
【読解力】 8/65位（上位グループ）、【数リ】 9/65位（OECD平均より高得点グループ）、
【科リ】 5/65位（上位グループ）
- ・「習熟度レベル5以上」の割合（各リテラシー上位3国・地域と比較）
【読解力】 13.4%（上海19.4%、韓国12.9%、フィンランド14.5%）、
【数リ】 20.9%（上海50.4%、シンガポール35.6%、香港30.7%）、
【科リ】 16.2%（上海24.3%、フィンランド18.7%、香港16.2%）（PISA2009（H21））

②③ 挑戦

- ・難しいことでも失敗をおそれないで挑戦している児童生徒の割合：
【小学校】 74.3%、【中学校】 64.1%（H22全国学力・学習状況調査）
- ・国際科学オリンピックの予選への参加者：12,862人

④ リーダーを養成する教育プログラムの実施数の増加

- ・（参考値）博士課程リーディングプログラムによる学位プログラムの実施数：
20件（H23）

⑤ 世界で戦える「リサーチ・ユニバーシティ」

- ・（参考値）論文の被引用数で世界100位以内の分野を複数有する大学数：8大学
（米95大学、英23大学、中国16大学、独11大学、仏7大学、韓国4大学）
（Web of Scienceを基に集計（H21））

（グローバル人材関係）

① 英語力

- ・中学校第3学年で英検3級以上の英語力を有する生徒の割合：25.5%
- ・高等学校第3学年で英検準2級以上の英語力を有する生徒の割合：30.4%
（『国際共通語としての5つの提言と具体的施策』に係る状況調査（H23））

② 英語教員に求められる英語力の目標

③ 海外留学

- ・海外に留学（3か月以上）する高校生数：3,190人
（高等学校等における国際交流等の状況について（H20））
- ・海外大学等に在籍する日本人学生：59,923人（文部科学省調べ（H21））
- ・外国人留学生数の全学生に占める比率：4.0%（H22）

④ 外国人教員等

⑤ 外国語による授業の実施率（外国語による授業／全授業数）

- ・英語のみによる授業科目を開設している大学：
【学部】 194大学（26.5%）、【研究科】 169大学（28.2%）
（文部科学省調べ（H21））
- ・英語による授業のみで卒業できる大学：
【学部】 8大学9学部、【研究科】 81大学155研究科（文部科学省調べ（H21））

⑥大学の入学時期の弾力化（4月以外で入学した学生数）

【学部】 2, 266人、【研究科】 5, 547人

（大学における教育内容等の改革状況について（概要）（H21））

成果目標6（意欲ある全ての者への学習機会の確保）関連

（初等中等教育関係）

①幼稚園等の就園率

- ・幼稚園就園率：50.1%、・保育所入所率：41.5%（計91.6%）

※3～5歳児（文科省・厚労省調査（H22））

②経済的理由による高校中退者、高校中退者の再入学者・編入学者

- ・経済的理由による中退者：1,043人
- ・高校中退者のうち再入学者数：1,152人、
高校中退者のうち編入学者数：6,808人
（児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（H22））

③PISA調査における習熟度レベル

- ・「習熟度レベル1以下」の割合（各リテラシー上位3国・地域と比較）：
【読解力】13.6%（上海4.1%、韓国5.8%、フィンランド8.1%）、
【数リ】12.5%（上海4.8%、シンガポール9.8%、香港8.8%）、
【科リ】10.7%（上海3.2%、フィンランド6.0%、香港6.6%）
（PISA2009（H21））

④家庭の経済状況や教育環境の違いが学力に与える影響

- ・就学援助を受けている児童生徒の割合が高い学校と低い学校の平均正答率の差の縮小
（『就学援助を受けている児童生徒の割合が10%未満の学校の平均正答率[1]』と『就学援助を受けている児童生徒が10%以上の学校における平均正答率[2]』の差）

【小学校】

- （国語A）3.7ポイント（[1]83.9%、[2]80.2%）、
- （国語B）4.7ポイント（[1]79.0%、[2]74.3%）、
- （算数A）4.1ポイント（[1]75.1%、[2]71.0%）、
- （算数B）4.1ポイント（[1]49.9%、[2]45.8%）

【中学校】

- （国語A）6.3ポイント（[1]78.0%、[2]71.7%）、
- （国語B）7.9ポイント（[1]69.3%、[2]61.4%）、
- （数学A）9.2ポイント（[1]68.6%、[2]59.4%）、
- （数学B）10.2ポイント（[1]48.5%、[2]38.3%）

⑤いじめ、不登校、高校中退者

- ・いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合：
【小学校】81.2%、【中学校】76.7%、【高等学校】78.9%
- ・全児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合：
【小学校】0.3%、【中学校】2.7%、【高等学校】1.7%

- ・高等学校における中途退学者数の割合：1.6%
(児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査 (H22))

(高等教育関係)

①進学機会

- ・親の収入により子どもが進学等を断念しないように修学の格差の改善

大学昼間部の家庭の収入階層区別学生数割合

第I五分位(収入階層下位20%) 21.3%、

第V五分位(収入階層上位20%) 16.2%

(「平成22年度学生生活基本調査」日本学生支援機構)

- ・大学等奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を受けることができた者の割合：93.23% (日本学生支援機構HP (H22))

- ・大学・大学院、高等専門学校等に係る授業料免除率の改善

【国立大学】8.3% (約5.0万人)、【私立大学】約5.4万人

(日本学生支援機構HP (H24))

②多様な学生(再掲)

- ・25歳以上の学士課程への入学者の割合：1.7% (OECD平均：22.0%)

(OECD教育データベース、文部科学省調べ)

- ・障害のある学生の割合：0.3% (アメリカ：10.8%)

(日本学生支援機構『大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査』(H23))

成果目標 7（安全・安心な教育研究環境の確保）関連

（初等中等教育関係）

①学校施設の耐震化率

・公立学校施設

【幼稚園】 70.9%、【小中学校】 80.3%、

【高等学校】 77.7%、【特別支援学校】 91.0%

（公立学校施設の耐震改修状況調査（H23））

・私立学校施設（幼稚園～高等学校）： 72.5%

（私立学校施設の耐震改修状況調査（H23））

※公立小中学校における非構造部材の耐震点検実施率は65.3%、そのうち耐震対策実施率は45.4%（公立学校施設の耐震改修状況調査（H23））

②学校施設の防災施設の整備

③学校管理下における事件・事故災害で負傷する児童生徒等、死亡する児童生徒等

・負傷： 113万件、・死亡： 74件（学校種別の災害発生状況・給付状況（H22））

④子どもの安全対応能力の向上を図るための取組が実施されている学校

（高等教育関係）

①大学の耐震化率

・国立大学法人の耐震化率： 87.9%（国立大学法人等施設実態報告書（H23））

・私立大学等の耐震化率： 79.8%（私立大学等施設の耐震化の状況（H23））

（私立専修学校の耐震化率についてはH24調査中）

成果目標 8（互助・共助の活力あるコミュニティの形成）関連

（初等中等教育・生涯学習関係）

①学校支援地域本部など

・学校支援地域本部

【全国】1,005市町村2,540本部設置、【市町村実施率】58.2%
（文部科学省 学校地域支援本部設置状況（H22））

・放課後子ども教室

1,065市町村9,280箇所を実施（放課後子ども教室実施状況（H22））

②コミュニティ・スクール

・公立小中学校における設置率：2.4%（設置枚数789校）

（文部科学省 コミュニティスクールの指定状況（H23）等）

③地域参画・ボランティア

・地域の学習や活動に参画する高齢者：

【学習活動】17.5%

（内閣府「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」（H20））、

【社会活動】31.3%（内閣府「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」（H22））

・社会教育施設におけるボランティア登録者数：

【公民館】241,115人、【図書館】98,431人、【博物館】29,602人
（社会教育調査（H20））、

・ボランティアで学校支援や地域の課題解決活動に参画した住民：約471万人

（文部科学省調べ（H22））

④学校、社会教育施設のマネジメント

・学校評価

学校関係者評価の実施状況：70.4%

（文部科学省 学校評価等実施状況調査（平成20））

・社会教育施設

【自己評価】公民館：58%、図書館：68%、博物館：66%

【情報公開】公民館：52%、図書館：62%、博物館：47%

（ともに平成23年度「生涯学習センター・社会教育施設の状況及び課題分析等に関する調査研究」文部科学省委託調査（H23））

⑤総合型地域スポーツクラブ

・総合型クラブ設置率

【市（東京23区含む）のみの場合】90.9%、【市町村の場合】75.4%

（総合型地域スポーツクラブに関する実態調査（H23））

⑥家庭教育支援

・家庭教育支援に関する学習機会の確保や家庭教育支援チームによる相談対応などの家庭教育支援を実施している小学校区：315市町村、2,512箇所

※H23補助事業による実施箇所数

・家庭教育支援チーム数：278チーム

※補助事業及び地方財源単独実施を含む

・家庭でのコミュニケーションの状況や子どもの生活習慣

家の人と学校での出来事について話をしている児童生徒の割合：

【小学校】74.3%【中学校】64.1%（全国学力・学習状況調査（H22））

朝食を食べないことがある児童生徒の割合：【小学校】11.0%【中学校】16.3%
（全国学力・学習状況調査（H22））

（高等教育・生涯学習関係）

①地域企業や官公庁と連携した教育プログラム

②地域の企業等（同一県内企業又は地方公共団体）との共同研究数

5,057件（産学連携等実施状況調査（H22））

③地域課題解決のための教育プログラム

・大学による自主的なコンソーシアムの形成：48団体
（公益社団法人大学コンソーシアム京都HP（H23））

④学生ボランティアに対する大学等の支援

⑤公開講座数や大学の開放

・公開講座

【国立】84大学、【公立】78大学、【私立】545大学

・施設開放

【国立】77大学、【公立】65大学、【私立】437大学

（「開かれた大学づくりに関する調査」（文部科学省調べ（H23））